

枚方市 地域福祉計画（第4期）



みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…
支え合える地域を創る

令和2年（2020年）3月
枚方市

はじめに

近年は生活の利便性が向上する一方で、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少時代の到来など社会情勢やライフスタイルの変容等から、一人ひとりの地域や社会とのつながりが弱まり、社会的に孤立し制度の狭間に立たされる人が多くなるなど地域の課題は多様化・複雑化しています。さらに地震や台風等の大規模な自然災害も数多く発生する中、一人ひとりが地域や社会とどのように関わり、つながりをもつかということが、より一層重要になっています。



こうした状況の中、国では住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」の実現をめざし、様々な取り組みを進めています。本市においても、誰もがいつまでも安心して住みなれた地域で暮らせるよう、「住民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割と責任を果たし、ともに協力し支え合って地域福祉を推進していくことが重要です。

このたび、平成17年度からスタートした「枚方市地域福祉計画」の4期目となる計画を策定しました。本計画の基本理念である「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」は、第3期計画の基本理念を引き継ぎながらも地域福祉のさらなる推進や、「地域共生社会」の実現に資することを意識したものです。

そして、計画の大きな柱である「誰もが暮らしやすい地域づくり」「誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり」「誰もが支え合い尊重し合える意識づくり」という3つの基本方向のもと、すべての人が安心して幸せに暮らし、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりに積極的に取り組んでまいりますので、これからも市民の皆様や市議会、各関係機関の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民意識調査および市民意見聴取へのご協力と貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心なご議論を重ねてお力添えをいただきました枚方市社会福祉審議会の委員の皆様へ、心から感謝申し上げます。

令和2年（2020年）3月

枚方市長 伏見 隆

目次

第1章 地域福祉計画の策定について	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉計画とは	1
3 計画策定の背景	2
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	6
6 計画の策定方法	6
第2章 地域福祉における枚方市を取り巻く現状	8
1 統計等からみる現状	8
2 地域を取り巻く現状	14
3 市民の意識と実態	26
第3章 第3期計画の総括と第4期計画の方向性	30
1 第3期計画の総括	30
2 第4期計画に向けて取り組むべき課題	34
第4章 計画の基本理念と視点	36
1 基本理念	36
2 計画の視点	37
第5章 計画推進の考え方	38
1 基本方向と施策目標	38
2 具体的な取り組み	39
第6章 計画の推進に向けて	47
資料編	48
1 「地域福祉」に関する市民アンケート調査結果	48
2 用語解説	62
3 枚方市地域福祉計画（第4期）〈素案〉についての市民意見聴取の結果について（公表）	66
4 答申書	68
5 枚方市社会福祉審議会条例	69
6 枚方市社会福祉審議会規則	71
7 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催経過	73
8 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	74

第1章 地域福祉計画の策定について

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての住民が主体となって、「思いやり」「支えあい」「助けあい」を大切にし、すべての人々が安心して幸せに暮らせる差別や排除のない地域社会をつくり、それを持続させていくことです。そのためには、地域福祉推進の真の主体が住民であることを自覚したうえで、地域における様々な生活課題について、住民一人ひとりの取組みと住民同士の相互扶助及び公的制度の連携によって解決するための取組みが必要です。加えて、この取組みには「住民（地域自治組織、ボランティア、NPO等を含む）」「事業者」「行政」の三者にそれぞれ固有の役割と責任があることを理解しておくことが重要です。

2 地域福祉計画とは

行政が主体的に関わる地域福祉は、住民が地域社会で自立した生活が営めるように、地域組織や社会福祉事業者をはじめとする各種団体と連携して、保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などの基盤整備を推進することが中心となります。

地域福祉計画は、市民生活に最も近い地方公共団体が行政固有の責任に基づいて、地域における保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などについて、サービスの利用者である住民の立場にたち、総合的、計画的、横断的に推進するために策定するものです。

また、地域福祉の推進には、誰もが住み慣れた地域でいつまでも生活できるための地域づくりが求められ、地域社会における自助・共助・互助・公助のそれぞれのレベルで助け合いの仕組みづくりを推進していくことが大切です。

3 計画策定の背景

(1) 少子高齢化の進行

わが国では、少子高齢化の進行に伴い人口減少社会が到来し、生産年齢人口の減少による現役世代のマンパワーの縮小も危惧されています。

本市においても、総人口は平成 22 年からは減少傾向に転じており、高齢化率については平成 22 年に 20.2%でしたが、平成 31 年 4 月には 27.9%と上昇が続いています。

(2) 様々な地域生活課題が浮上

全国的な核家族化の進行や、情報化の進展などの社会情勢やライフスタイルの変容などから、地域社会における連帯感が希薄になり、住民相互で支え合う意識や機能が弱まっている中、社会的に孤立する人や複合的な生活課題などで生きづらさや困難を抱える人が多くなっています。

(3) 地域社会における問題の変容

震災や台風等をはじめとする大規模な自然災害に加えて、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、自殺問題、生活困窮の問題など、家庭や地域社会が抱える問題も大きく変容しています。特に近年、子どもの貧困が社会問題となる中、令和元年度には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されるなど、より効果的な対策が求められています。また、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行を受け、本市においても、来訪・在住外国人の増加を見据え、多文化共生・国際交流等を柱にした体系的な国際化施策の検討を進めています。

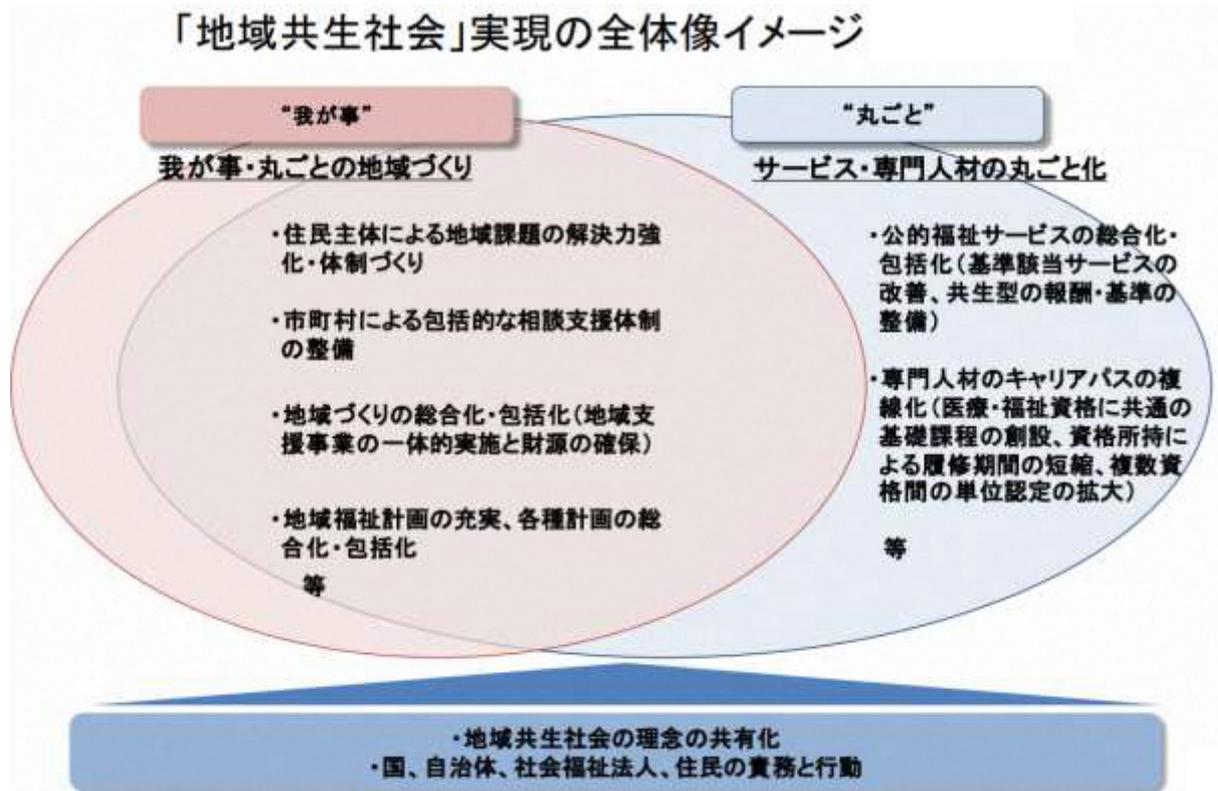
(4) 「地域共生社会」の実現と、包括的な支援体制の確立

近年の地域社会を取り巻く環境の変化の中、国は「地域共生社会」の実現を掲げ、それに向けて「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）において「社会福祉法」を改正しました。

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」や「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会、のことです。福祉施策においては、多角的な視点や専門分野から様々な支援の必要なケースや制度の狭間における方への対応など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援

体制の構築をめざすなどの方向性が示されています。

それを受け、高齢者の生活支援を目的とした「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、子どもや障害のある人も含めた地域生活課題を抱える全ての人々に対して、包括的な支援体制の整備が必要となるなど、さらなる深化と推進が求められています。



＜地域共生社会の実現に向けて（抜粋）＞



4 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

地域福祉の推進は、「社会福祉法」を法的根拠としています。社会福祉法第4条では、福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に携わる人々が相互に協力し、「地域福祉を推進」していくことが求められています。

また、社会福祉法第6条では、地方公共団体は社会福祉事業者と協力して、福祉サービスを提供する体制の確保や、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策など、地域福祉の推進に向けて、必要な措置を講じることが規定されています。

この地域福祉を推進する一環として、社会福祉法第107条では市町村に市町村地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を横断的に定めるなど、社会福祉分野の上位計画として位置づけられました。

社会福祉法より抜粋

【第4条】（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【第6条（略）】（福祉サービス提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

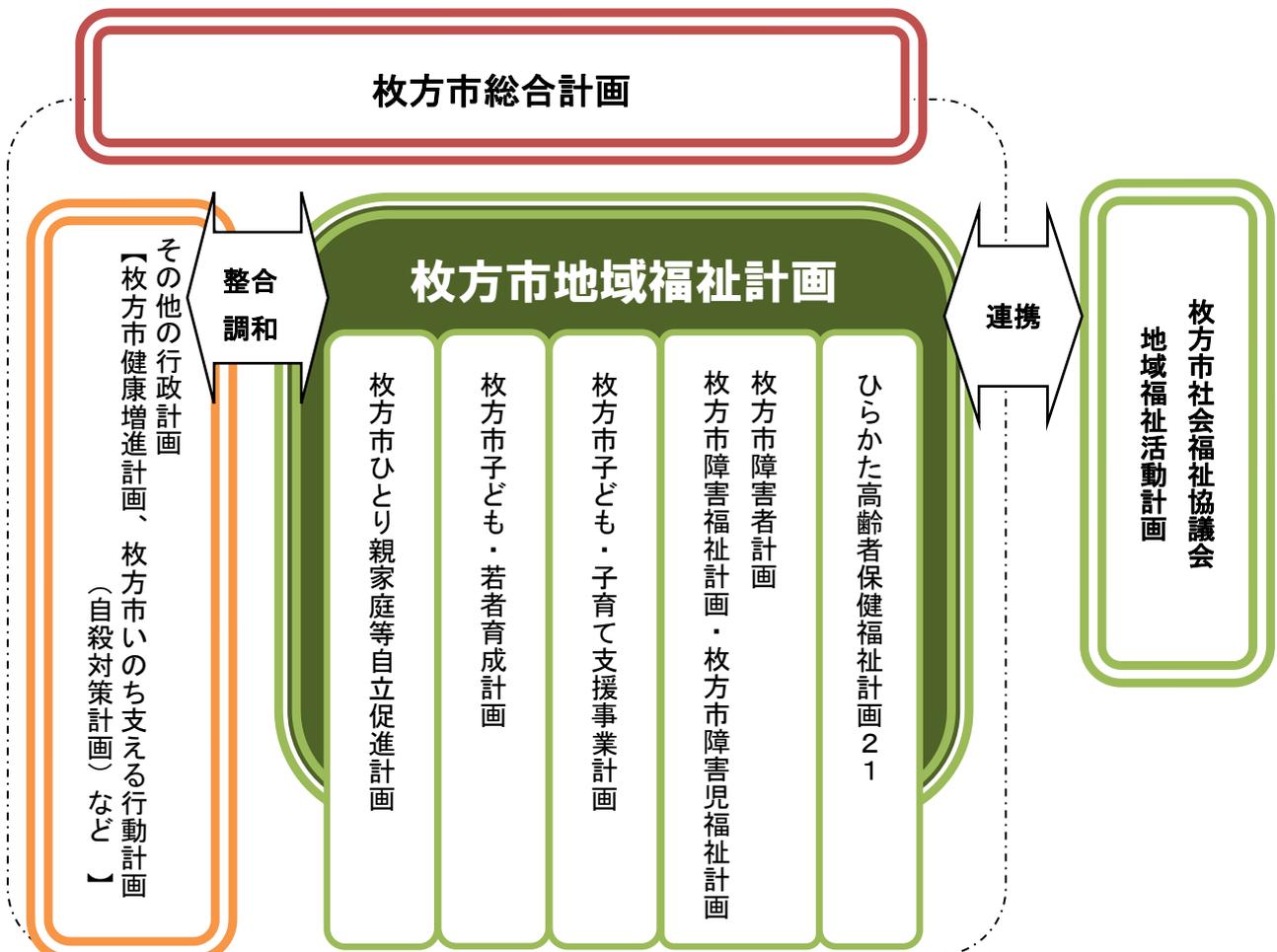
(2) 他計画との関連

本計画は、枚方市のまちづくりの総合的な計画である「枚方市総合計画」を上位計画とし、地域福祉とも関わる分野別、対象者別の福祉計画である「ひらかた高齢者保健福祉計画 21」「枚方市障害者計画」「枚方市障害福祉計画・枚方市障害児福祉計画」「枚方市子ども・子育て支援事業計画」「枚方市子ども・若者育成計画」「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」と連携し、整合を図っています。

また、保健や人権、生涯学習、バリアフリーなど、その他の行政計画とも整合や調和を図ることで、地域における個別施策の展開を充実させる役割も担っています。

さらに、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられる社会福祉法人枚方市社会福祉協議会（以下、「枚方市社会福祉協議会」と言います。）が策定した地域住民の自主的、主体的な地域福祉の推進をめざすための行動計画である「枚方市地域福祉活動計画」とはいわば車の両輪のような関係にあります。そのため、基本理念を共有し、相互の連携を図るなど同じ方向にむかって地域福祉を推進していきます。

「枚方市地域福祉計画」の位置づけのイメージ



5 計画の期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。なお、計画は今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じ見直しを行います。

関連計画の期間

年度【和暦（西暦）】	1 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
本市の計画						
枚方市総合計画	H28年度～R9年度の12年間					
枚方市地域福祉計画						
ひらかた高齢者保健福祉計画 21						
枚方市障害者計画						
枚方市障害福祉計画・枚方市障害児福祉計画						
枚方市子ども・子育て支援事業計画						
枚方市子ども・若者育成計画						
枚方市ひとり親家庭等自立促進計画						
枚方市地域福祉活動計画 (枚方市社会福祉協議会)						

6 計画の策定方法

「枚方市地域福祉計画（第4期）」（以下「第4期計画」と言います。）の策定にあたっては、外部委員で構成される枚方市社会福祉審議会（主に枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会）において審議しました。

また、庁内会議での審議などにより現状の把握や関連計画との調整を図りつつ、市民意識調査の実施や市民意見聴取を通じ、計画策定に取り組みました。

(1) 枚方市社会福祉審議会、枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

本市では社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条に規定される「枚方市社会福祉審議会」を設置しており、その審議会の中で、地域福祉に関する事項を調査審議するために8人の外部委員で構成される「枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において、計画の策定やそれに係る進行管理などを進めました。

(2) 庁内組織での検討

これまでの「枚方市地域福祉計画（第3期）」（以下「第3期計画」と言います。）の進捗状況や事業実績等を検証するため関係部署へヒアリングを実施するなど、現況、成果、課題及び今後の方向性について確認を行いました。

また、計画を実行性のあるものとするために、関係部署による庁内会議の開催などにより、第3期計画の総括や計画策定に係る検討、関連計画との連携などを図りました。

(3) 市民意識調査の実施

市民の生活上の課題や地域での活動についてなど、地域福祉に関する市民の意識や現状について把握するとともに、第4期計画の策定に向けての基礎資料とすることを目的として、市民対象のアンケート調査を実施しました（26ページを参照）。

また、枚方市民生委員児童委員協議会と共同で実施したアンケート調査などにより、地域の最前線で福祉にまつわる相談等を受ける民生委員・児童委員における活動の現状や課題などについても把握しました。

(4) 市民意見聴取の実施

枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会での審議過程において、第4期計画の素案についての市民意見聴取を実施しました。令和元年（2019年）12月25日から令和2年（2020年）1月14日までの期間で、市のホームページへの掲載や本庁舎・各支所・生涯学習市民センター等への意見箱の設置などにより、6件のご意見をいただきました。

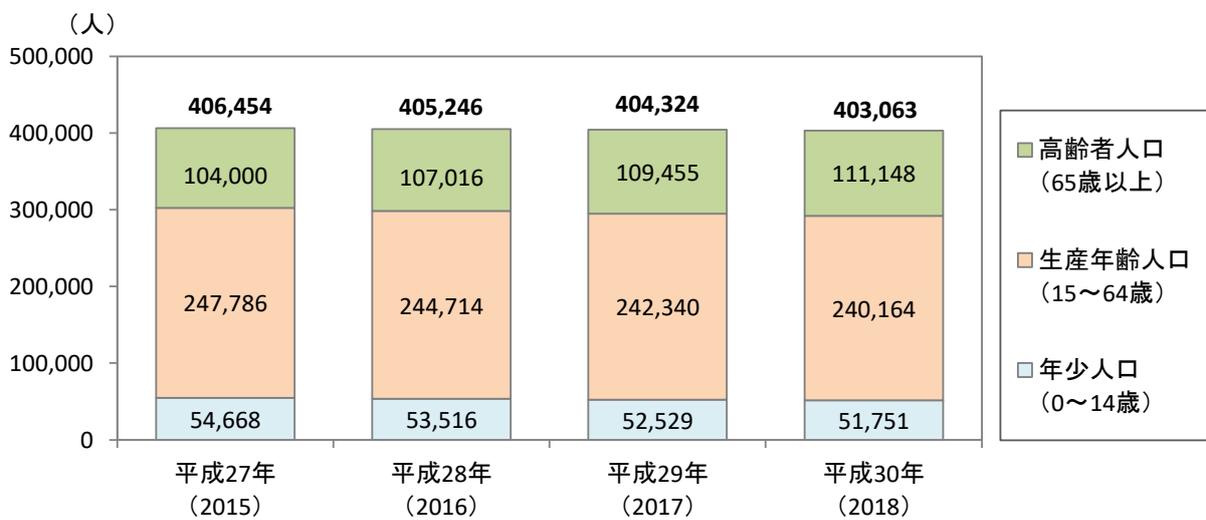
第2章 地域福祉における枚方市を取り巻く現状

1 統計等からみる現状

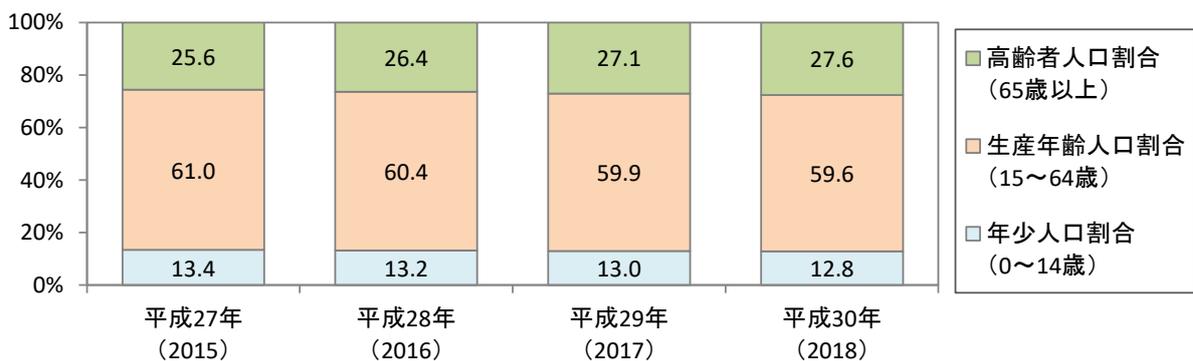
(1) 人口の動向

本市の近年の人口は減少傾向で推移しています。年齢3区分で見ると、年少人口及び生産年齢人口は減少していますが、高齢者人口は増加が続いており、少子高齢化の進行が伺えます。

■ 年齢3区分別人口の推移（資料：枚方市統計書 各年10月1日）



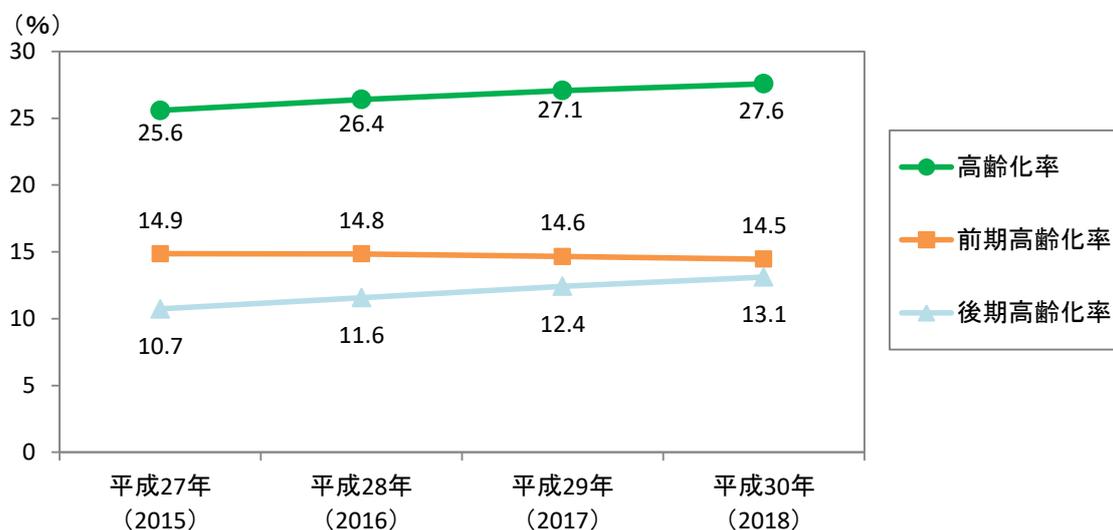
■ 年齢3区分別人口構成比の推移（資料：枚方市統計書 各年10月1日）



(2) 高齢者に関する動向

本市の前期高齢化率は近年、低下傾向にある一方で、後期高齢化率は上昇しています。

■ 前期高齢化率・後期高齢化率の推移（資料：枚方市統計書 各年 10月1日）

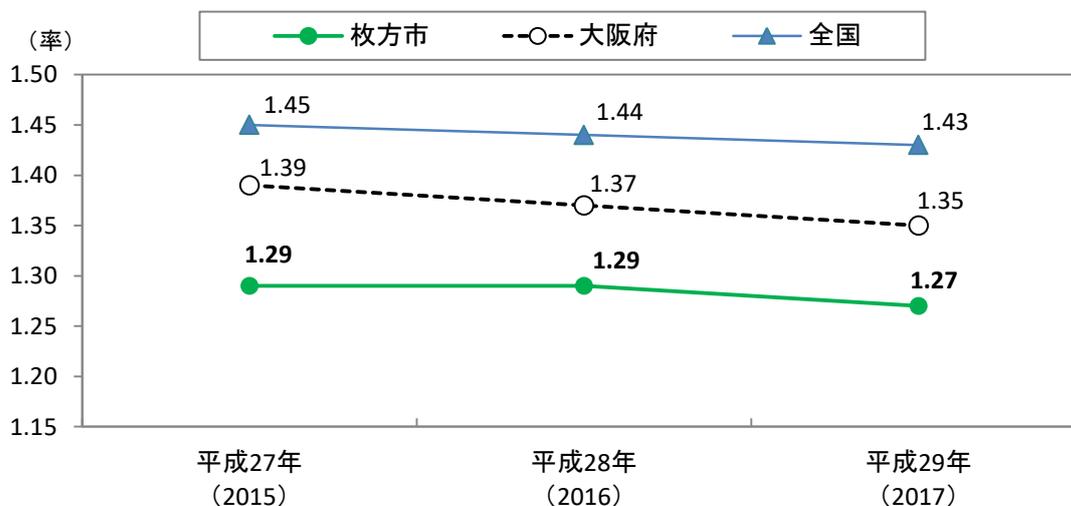


(3) 子どもに関する動向

本市における近年の合計特殊出生率は、国や府よりも低い値で推移しており、平成29年に1.27となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

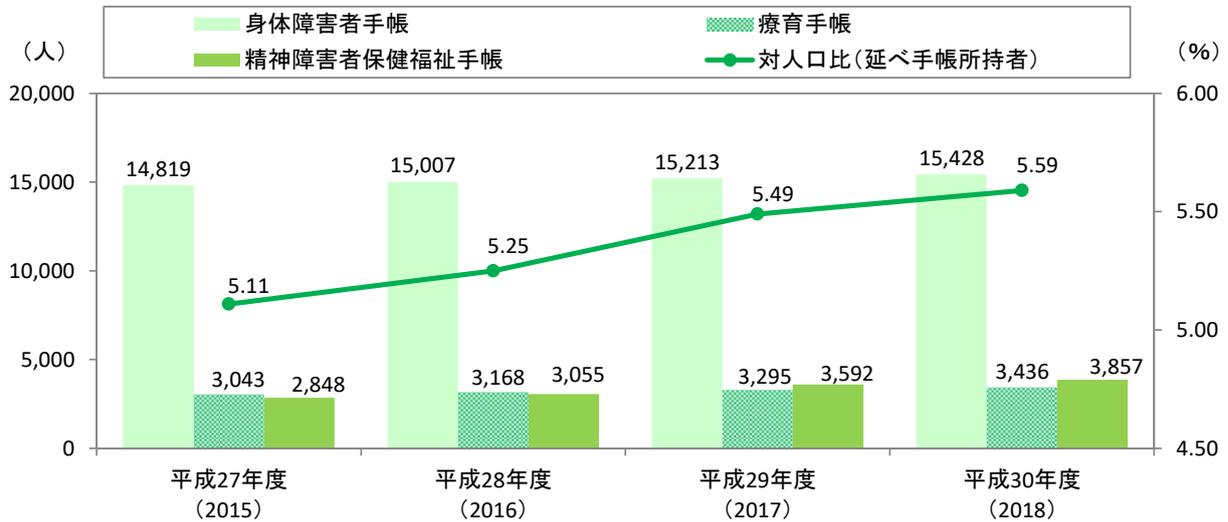
(資料：大阪府と全国は人口動態統計、枚方市統計書各年 10月1日)



(4) 障害者に関する動向

本市の障害者の状況について近年の各手帳所持者数でみると、いずれも増加が続いており、延べ手帳所持者の人口に対する比率は上昇しています。

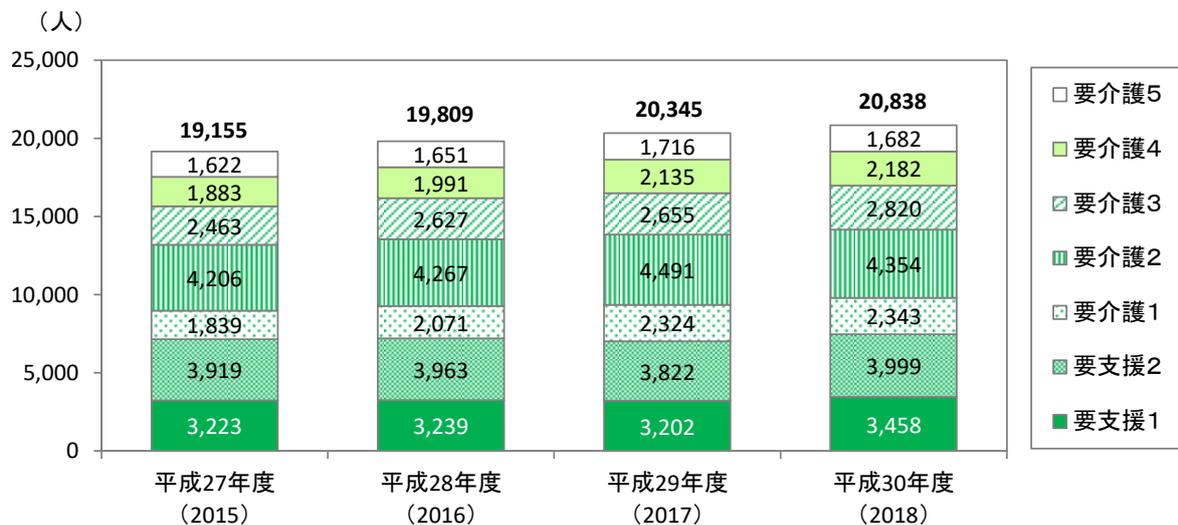
■手帳所持者数の推移（資料：障害福祉室 各年3月末）



(5) 要支援・要介護者に関する動向

本市の要支援認定者数、要介護認定者数は増加傾向で推移しています。要介護2が最も多く、次いで要支援2、要支援1が多い傾向にあります。

■介護度別・要支援・要介護者数の推移（資料：介護保険課 各年3月末）

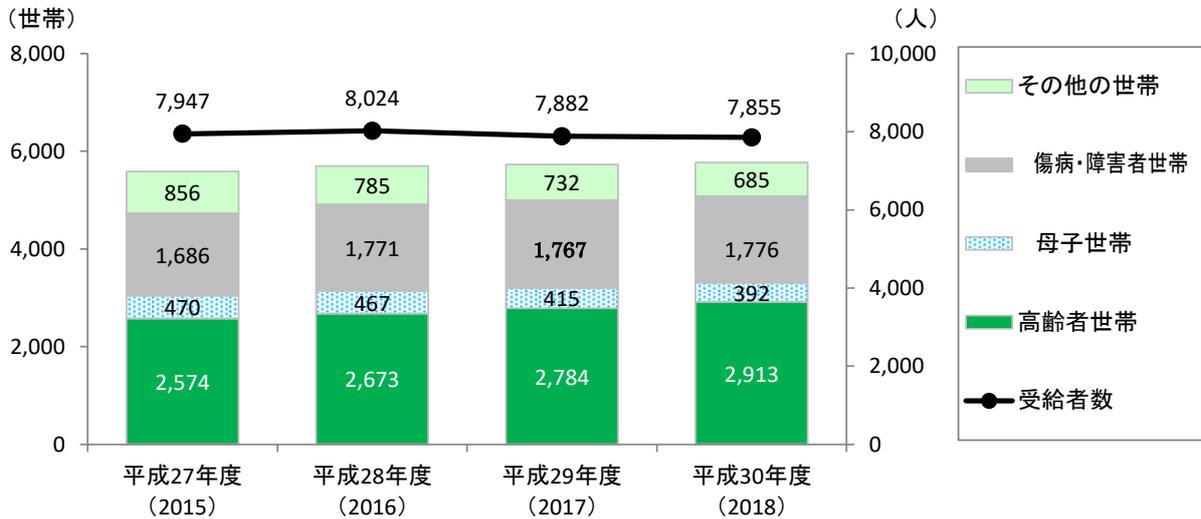


※ 2号被保険者数を除く。

(6) 生活保護に関する動向

本市で生活保護を受けている人は、近年 8,000 人前後と横ばいで推移しています。

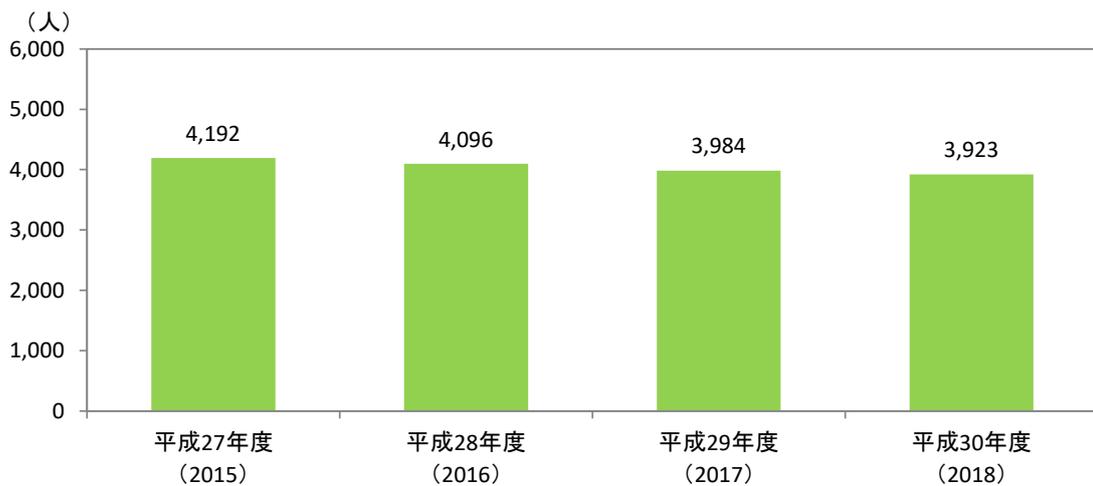
■生活保護受給者数と世帯類型別世帯数の推移（資料：生活福祉室 各年 3 月末）



(7) 児童扶養手当に関する動向

本市における児童扶養手当の受給者数は、減少傾向で推移し、平成 30 年度は 3,923 人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移（資料：年金児童手当課 各年 12 月末日現在）

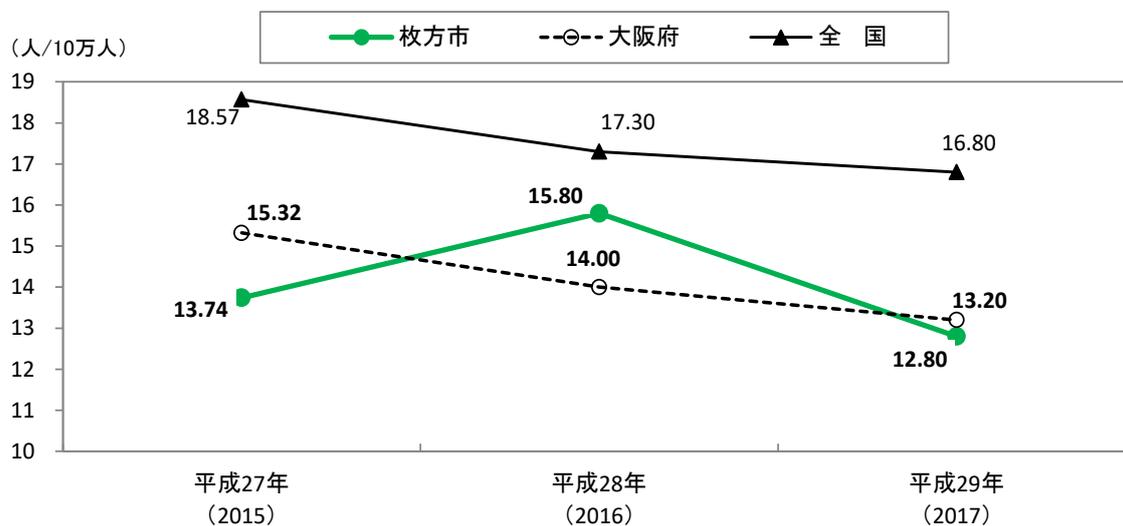


児童扶養手当：父母が婚姻を解消した児童や、父又は母が政令で定める程度の障害・拘禁・遺棄その他の状態にある、対象年齢（18 歳に達する日の属する年度末以前。政令で定める障害がある場合は 20 歳未満。）の児童を養育する母、養育者、又は父に支給する手当。

(8) 自殺に関する動向

本市における自殺死亡率は、全国より低く推移しているものの、平成 28 年には大阪府の平均を上回り、平成 29 年には再び減少に転じています。

■ 自殺死亡率の推移 (資料：保健予防課 各年 1 月～12 月の合計)



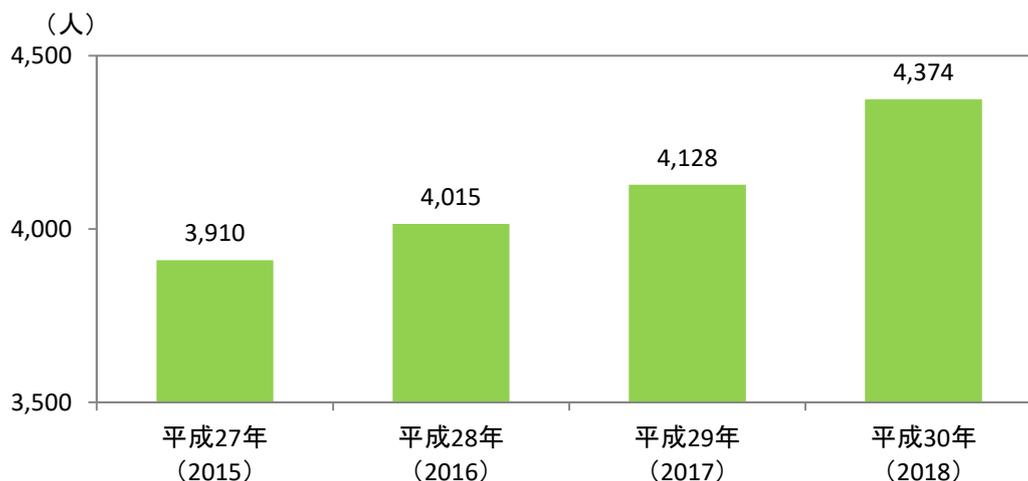
※資料は「枚方市いのち支える行動計画 (自殺対策計画)」より一部抜粋
(出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2017 より枚方市作成)

(9) 外国人に関する動向

本市の外国人人口は増加傾向にあり、平成30年に4,374人と、平成27年から11.8%増となっています。

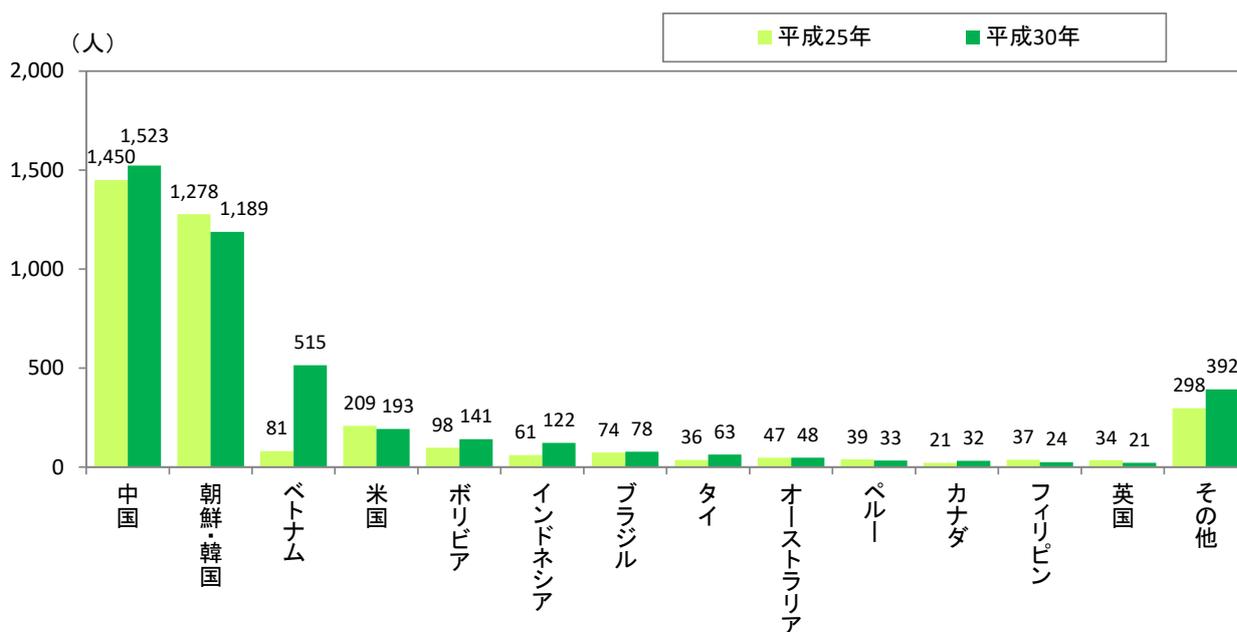
平成30年の国籍別人口は、中国、朝鮮・韓国、ベトナムの順に多くなっており、5年前と比較すると、ベトナム人が著しく増加しています。

■外国人人口の推移（資料：住民基本台帳 各年12月末日現在）



■国籍別外国人人口 ～平成25年・平成30年～

(資料：住民基本台帳 各年12月末日現在)



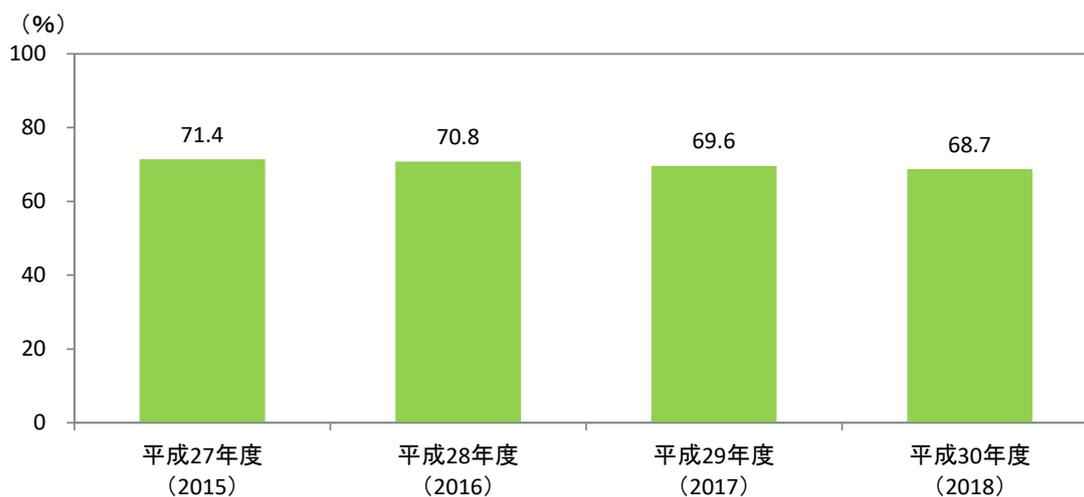
※「その他」には無国籍を含む

2 地域を取り巻く現状

(1) 自治会加入の状況

本市における全世帯の自治会等加入率は、近年、70%前後で微減の傾向で推移しており、平成30年度には68.7%となっています。

■自治会等加入率の推移（資料：市民活動課 各年3月末）

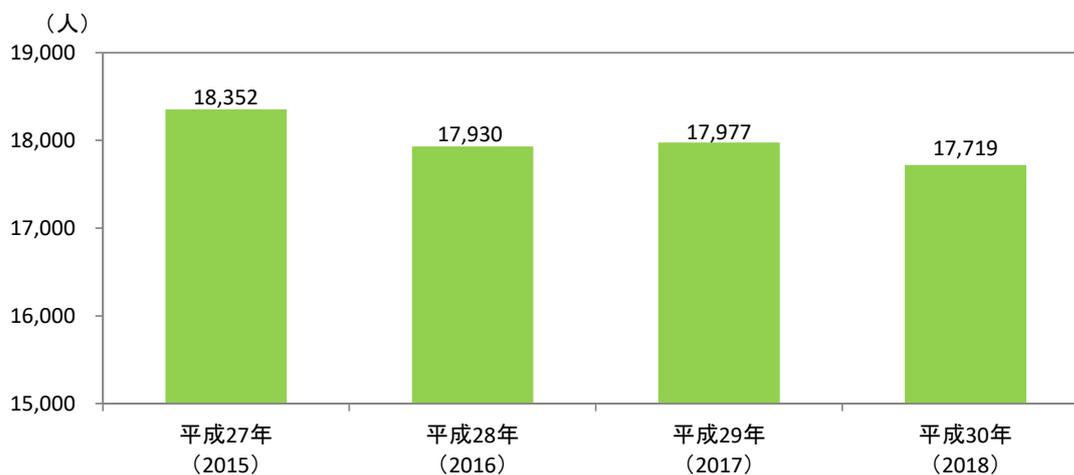


※自治会等加入率は、本市の全世帯数から自治会や地域の町内会などに加入している世帯として届出のあった数を除した割合です。

(2) 大学生の状況

本市には大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪工業大学の5つの大学があります。学生数は減少傾向にあり、平成30年度は17,719人の在籍となっています。

■市内の大学の学生数の推移（資料：枚方市統計書 各年5月1日）

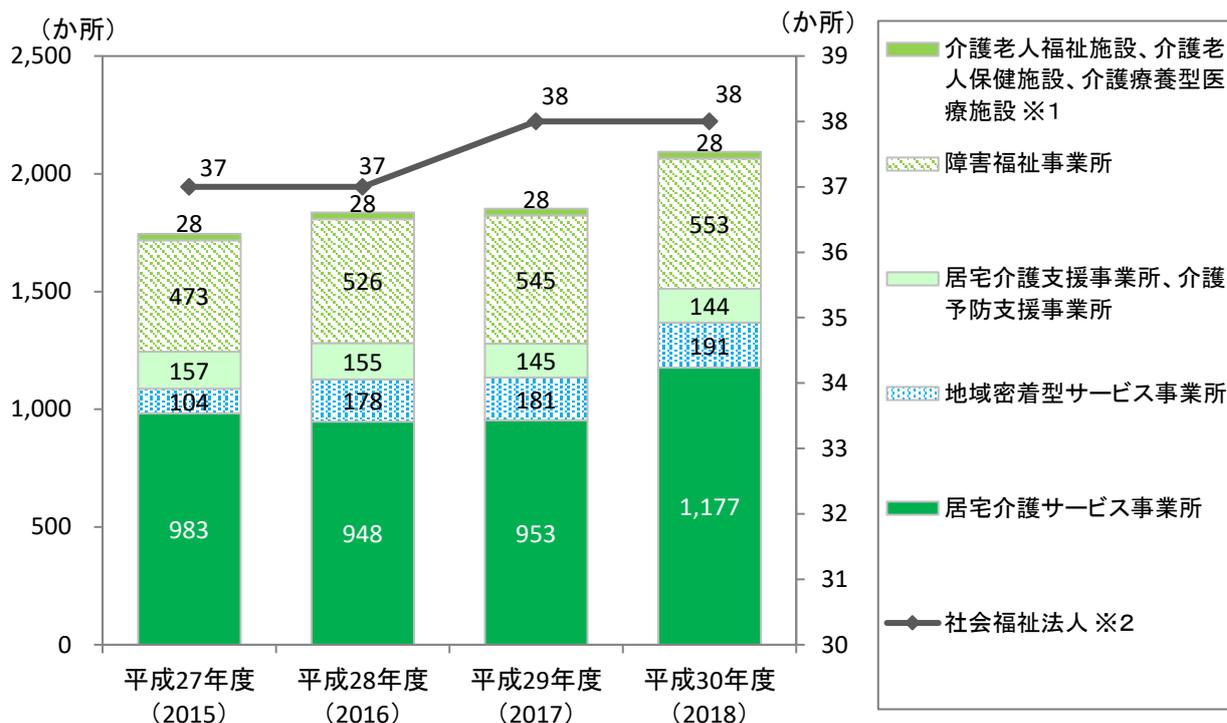


(3) 社会福祉法人・福祉事業所の状況

本市における事業所数は増加傾向にあり、特に居宅介護サービス事業所の新規指定件数が増加しています。

■ 社会福祉法人及び福祉事業所（障害福祉・介護保険）数の推移

(資料：福祉指導監査課 各年3月末)

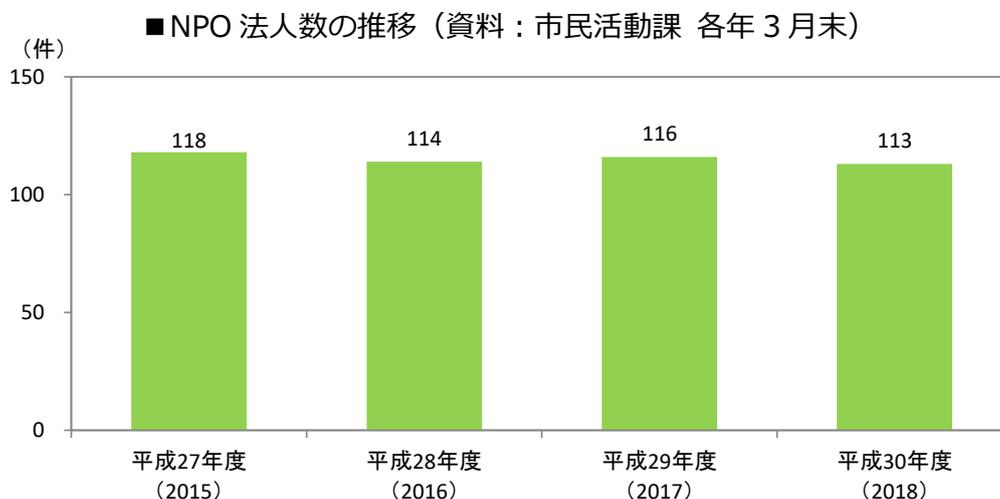


※1 平成30年度から「介護医療院」を含む。

※2 枚方市が所管する社会福祉法人の数。

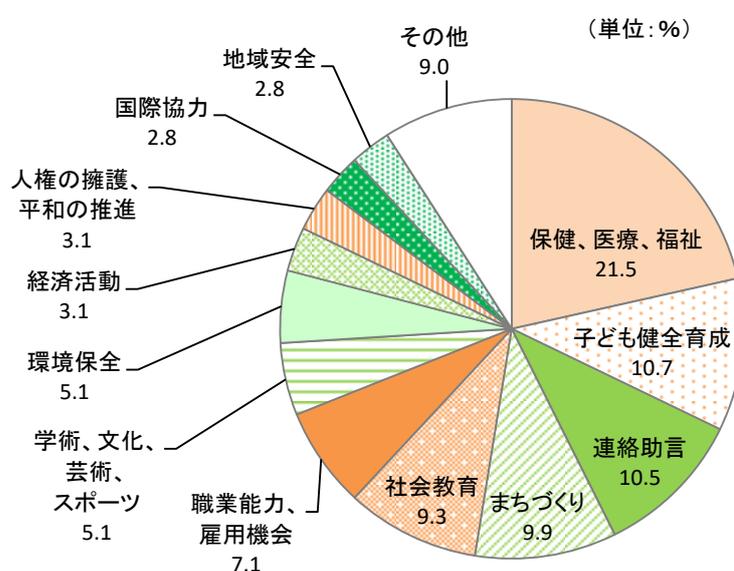
(4) NPO法人の状況

市内の NPO 法人数は、近年は横ばいで推移しています。活動分野は「保健、医療、福祉」が一番多く、次いで「子ども健全育成」が多くなっています。



■平成 30 年度 NPO 法人数の活動分野

活動分野	法人数
保健、医療、福祉	76
子ども健全育成	38
連絡助言	37
まちづくり	35
社会教育	33
職業能力、雇用機会	25
学術、文化、芸術、スポーツ	18
環境保全	18
経済活動	11
人権の擁護、平和の推進	11
国際協力	10
地域安全	10
その他	32



※ 1 つの団体が、複数の活動分野を選択できるため、実際の団体数とは一致しません。

※ 上記の団体数は、法人格を取得した市内のみに事務所を有する NPO 法人のデータです。

法人格を取得していない NPO の統計は集計されていません。

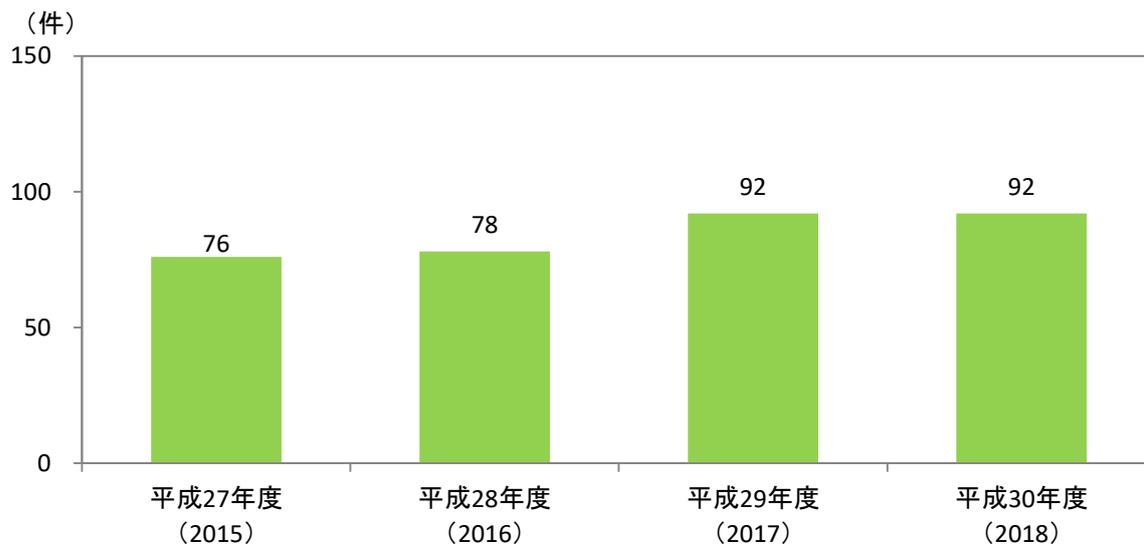
NPO : Non-Profit Organization の頭文字を取ったもので、非営利組織の意。様々な分野 (福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など) において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を NPO 法人 (特定非営利活動法人) と呼びます。

(5) ボランティア団体の状況

枚方市社会福祉協議会が運営している「枚方市ボランティアセンター」に登録しているボランティア団体数は概ね増加傾向にあり、「演芸・文化・健康」に関する団体が最も多く登録されています。

■ 枚方市ボランティアセンターの登録ボランティア団体数の推移

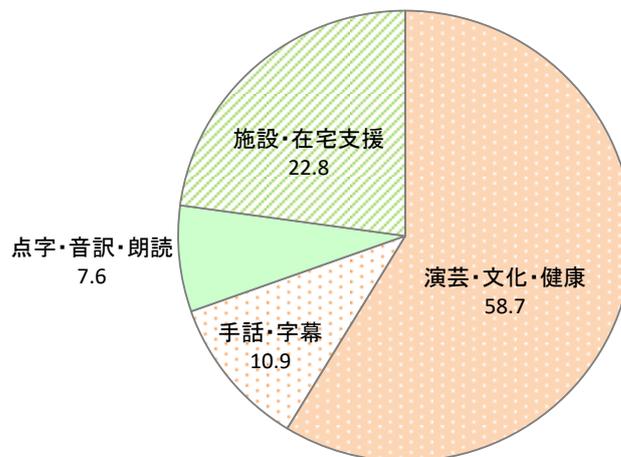
(資料：枚方市社会福祉協議会 各年3月末)



■ 平成30年度登録ボランティア団体の内訳

(単位：%)

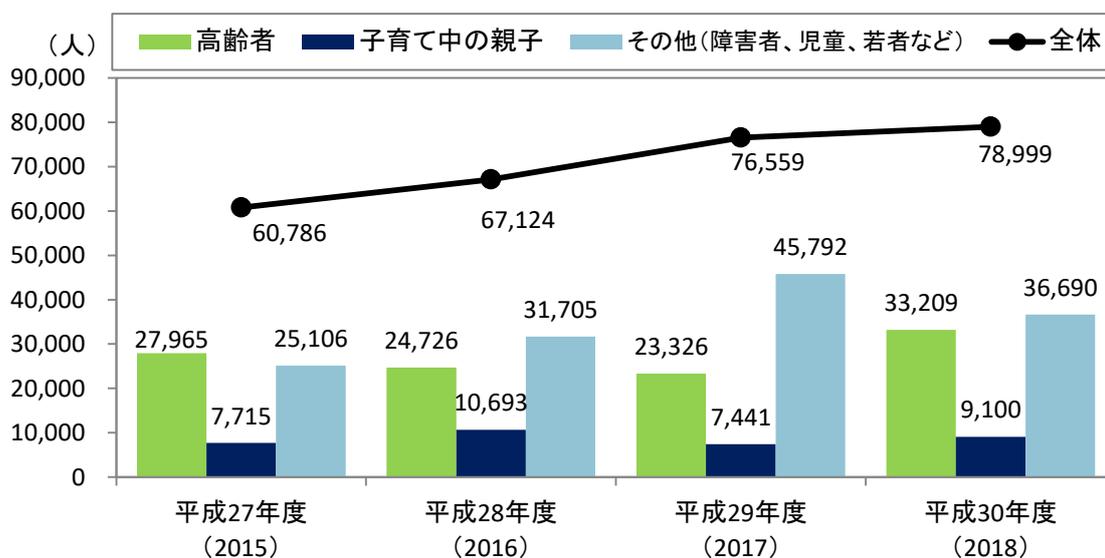
区分	団体数
演芸・文化・健康	54
手話・字幕	10
点字・音訳・朗読	7
施設・在宅支援	21



(6) 小地域ネットワーク活動の状況

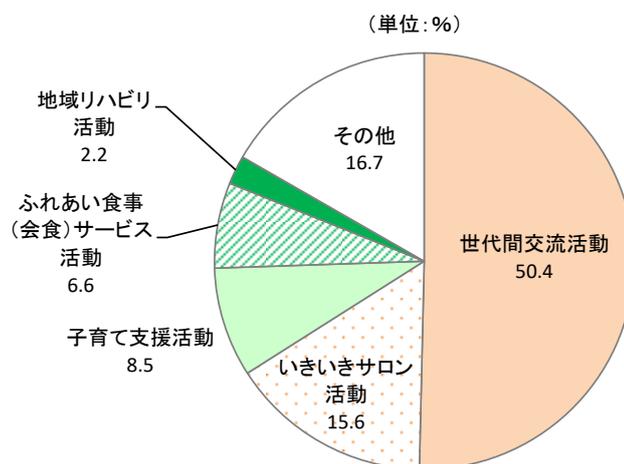
「世代間交流活動」や「いきいきサロン活動」などの「グループ援助活動」には、高齢者や子育て中の親子など多くの方が参加しています。

■小地域ネットワーク活動（グループ援助活動）の延べ参加者数の推移
(資料：福祉総務課)



■平成30年度小地域ネットワーク活動（グループ援助活動）の内訳

区分	人
世代間交流活動	39,811
いきいきサロン活動	12,282
子育て支援活動	6,727
ふれあい食事(会食)サービス活動	5,247
地域リハビリ活動	1,763
ミニデイサービス活動	0
その他(健康講座、各種研修など)	13,169



小地域ネットワーク活動：小学校区などの小地域を単位として、高齢者や障害者など支援を要する人を対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動のことをいいます。

(7) 主な相談機関における相談の状況

① コミュニティソーシャルワーカーへの相談

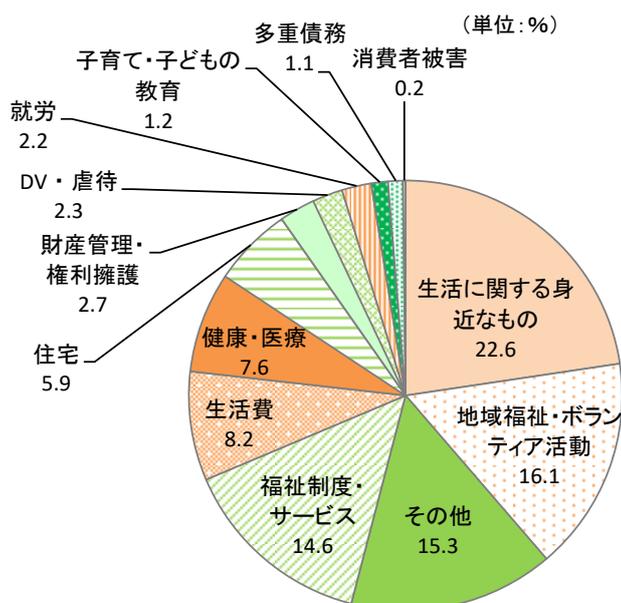
市内4か所で相談を受けるコミュニティソーシャルワーカーへの相談延べ件数は、増加傾向にあり、相談内容としては、「生活に関する身近なもの」に関する相談が多くなっています。

■ コミュニティソーシャルワーカー 相談延べ件数の推移 (資料：福祉総務課)



■ 平成 30 年度コミュニティソーシャルワーカー 相談内容

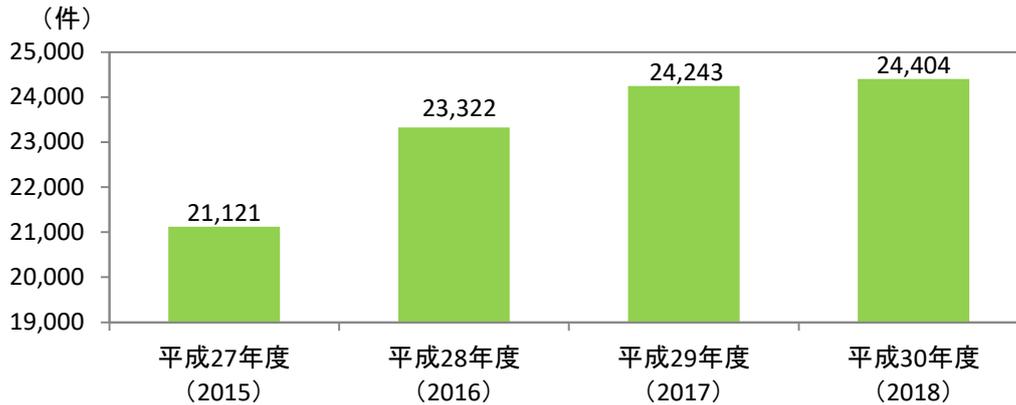
相談内容	件数
生活に関する身近なもの	2,748
地域福祉・ボランティア活動	1,956
その他	1,858
福祉制度・サービス	1,770
生活費	994
健康・医療	918
住宅	724
財産管理・権利擁護	326
DV・虐待	275
就労	267
子育て・子どもの教育	151
多重債務	135
消費者被害	22
計	12,144



② 地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）への相談

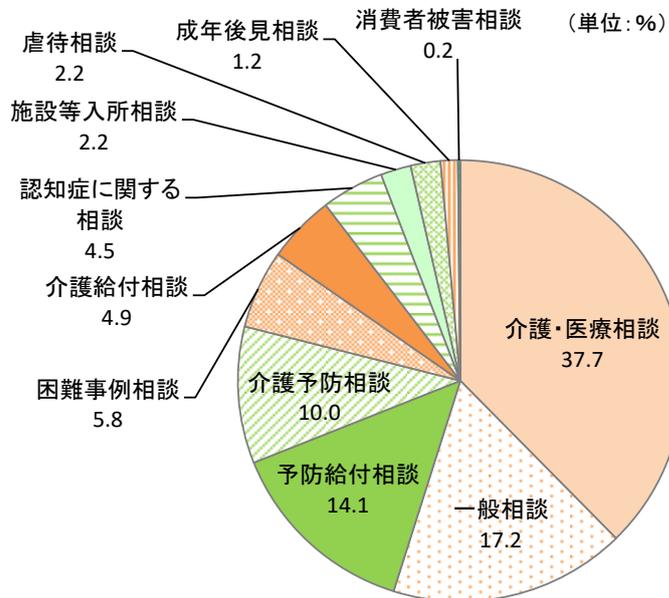
市内 13 か所の地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）で受ける相談延べ件数は、平成 27 年度より増加しています。相談内容は、「介護・医療相談」が最も多くなっており、高齢者の介護や医療への関心が高いことが伺えます。

■ 地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）相談延べ件数の推移
（資料：地域包括ケア推進課）



■ 平成 30 年度地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）相談内容

相談内容	件数
介護・医療相談	9,190
一般相談※1	4,197
予防給付相談	3,439
介護予防相談	2,443
困難事例相談※2	1,405
介護給付相談	1,205
認知症に関する相談	1,111
施設等入所相談	537
虐待相談	529
成年後見相談	305
消費者被害相談	43
計	24,404



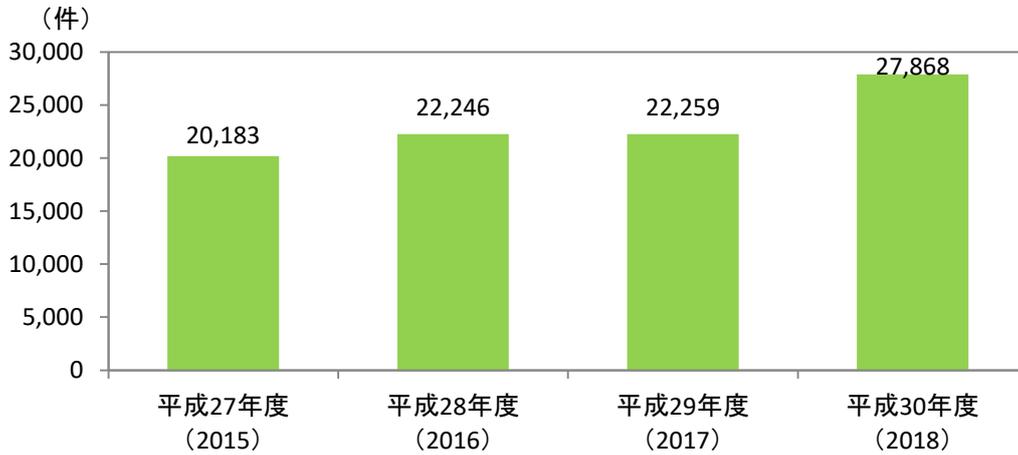
※ 1 一般相談 … 他の項目に該当しない相談

※ 2 困難事例相談 … 多職種・他機関の連携が必要な相談

③ 家庭児童相談

子ども総合相談センターが行う家庭児童相談の延べ件数は増加傾向で推移し、平成 30 年度に 27,868 件となっています。相談内容は、「虐待」が最も多くなっています。

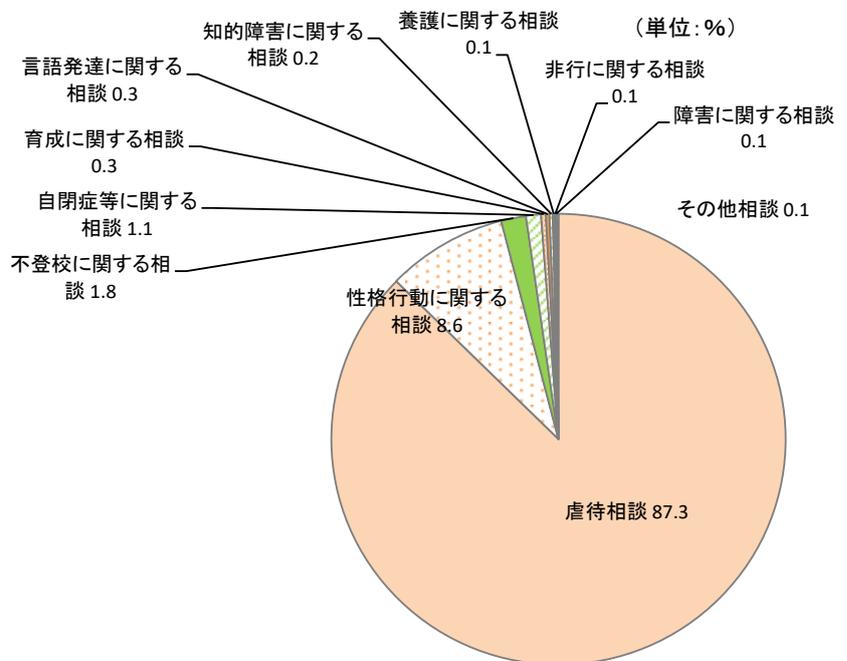
■ 家庭児童相談 相談延べ件数の推移（資料：子ども総合相談センター）



※子ども総合相談センターが行う家庭児童相談では、児童虐待や 18 歳未満の子どもとその家族についてのさまざまな相談に応じています。

■ 平成 30 年度家庭児童相談 相談内容

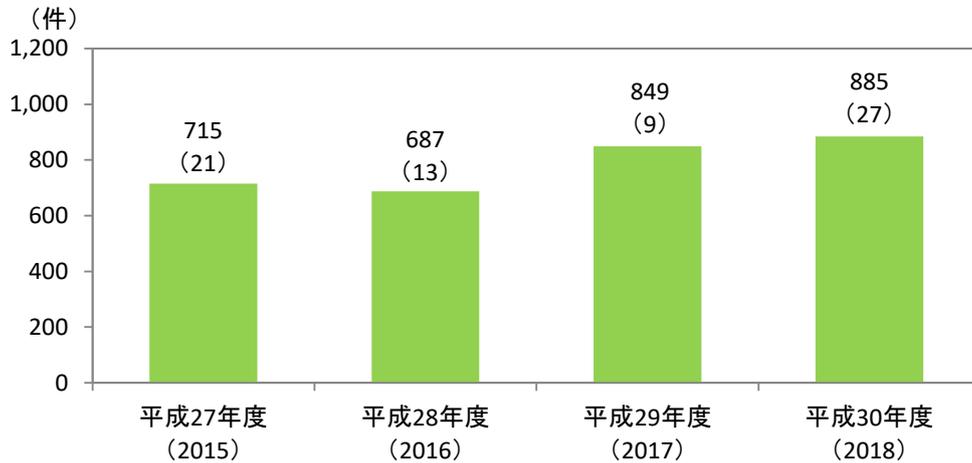
相談内容	件数
虐待相談	24,341
性格行動に関する相談	2,396
不登校に関する相談	493
自閉症等に関する相談	298
育成に関する相談	93
言語発達に関する相談	72
知的障害に関する相談	64
養護に関する相談	33
非行に関する相談	27
障害に関する相談	11
その他相談	40
計	27,868



④ ひとり親相談

子ども総合相談センターが行うひとり親相談では、ひとり親や離婚前の方のさまざまな不安を受け止めるとともに各種制度の情報提供など、自立にむけた相談に応じています。相談内容は、福祉資金貸付や安定した就労のための資格取得支援に関する相談が多くなっています。

■ひとり親相談 相談延べ件数の推移（資料：子ども総合相談センター）

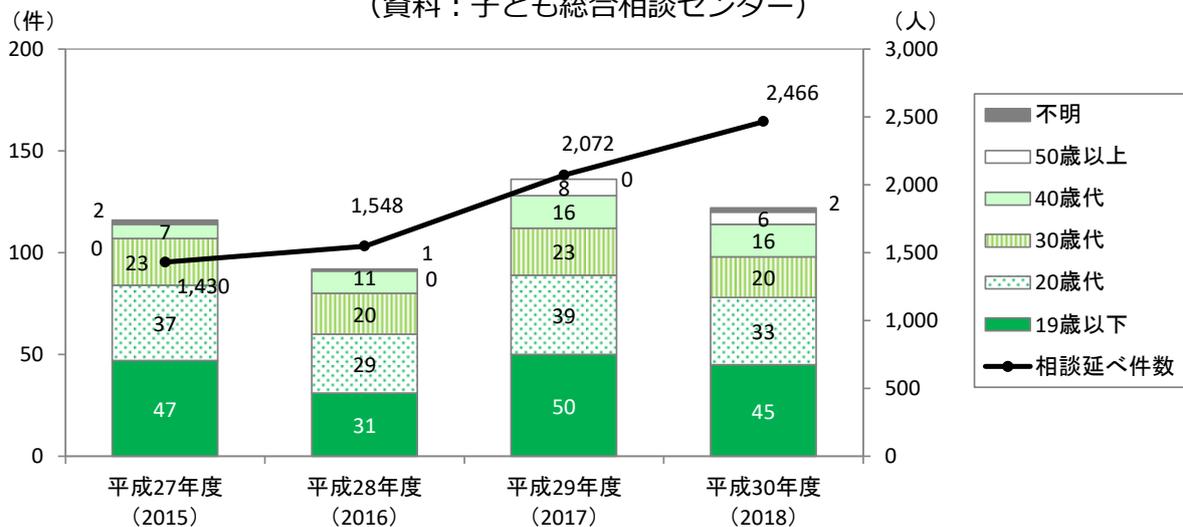


※相談延べ件数のうち、()内は父子の相談件数

⑤ ひきこもり等・子ども若者相談

子ども総合相談センターが行うひきこもり等・子ども若者に関する相談の延べ件数は、平成27年度より増加し続けています。また、各年度における新規相談の年齢別内訳をみると、19歳以下が多くなっていることと、全体の1割～2割程度は40歳以上となっていることが伺えます。

■ひきこもり等・子ども若者相談 相談延べ件数・新規相談年齢別内訳の推移
(資料：子ども総合相談センター)



※子ども総合相談センターが行うひきこもり等子ども・若者相談では、15歳からおおむね39歳までの不登校、ひきこもり、ニートに関する相談に応じています。

⑥ 障害者相談

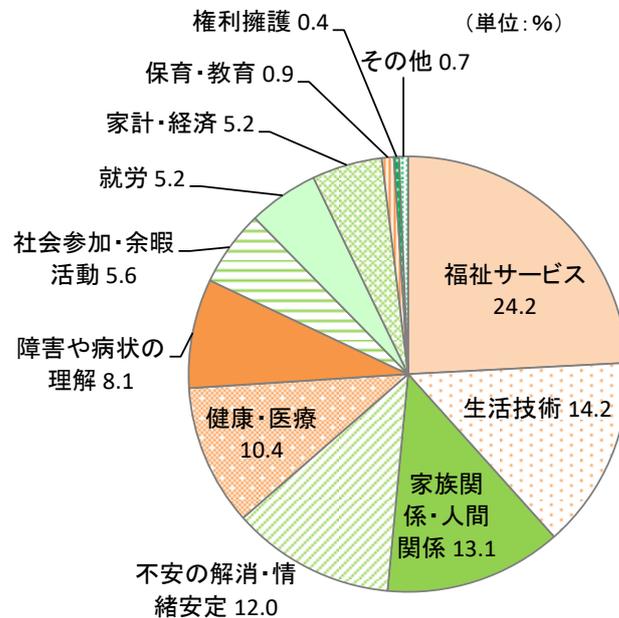
市内6か所の障害者相談支援センターで受ける障害者相談の相談延べ件数は、近年減少傾向にあり、平成30年度に13,617件となっています。相談内容は、「福祉サービス」が最も多く、「生活技術」「家族関係・人間関係」などが続いています。

■ 障害者相談 相談延べ件数の推移（資料：障害福祉室）



■ 平成30年度障害者相談 相談内容

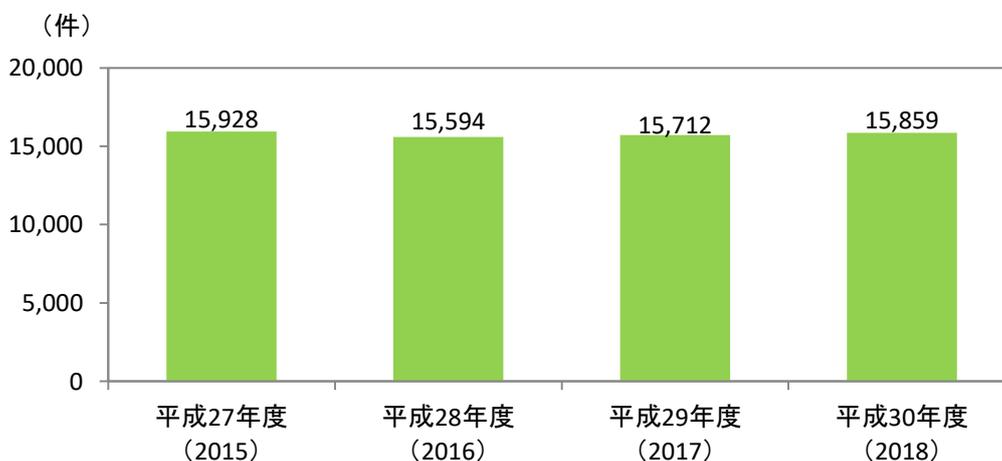
相談内容	件数
福祉サービス	3,292
生活技術	1,940
家族関係・人間関係	1,780
不安の解消・情緒安定	1,639
健康・医療	1,422
障害や病状の理解	1,104
社会参加・余暇活動	767
就労	707
家計・経済	705
保育・教育	120
権利擁護	52
その他	89
計	13,617



⑦ 民生委員・児童委員への相談

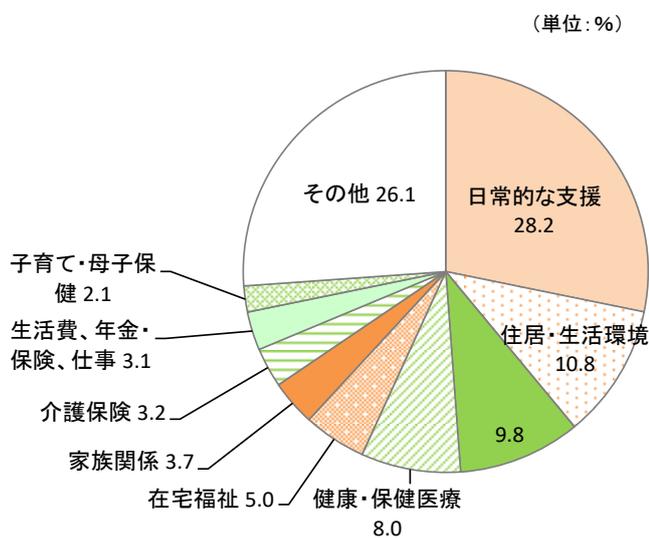
民生委員・児童委員への相談延べ件数は、近年横ばいで推移しています。相談内容は、「日常的な支援」が最も多くなっています。

■ 民生委員・児童委員 相談延べ件数の推移（資料：福祉総務課）



■ 平成 30 年度民生委員・児童委員 相談内容

相談内容	件数
日常的な支援	4,476
住居・生活環境	1,715
子どもの地域生活、 教育・学校生活	1,553
健康・保健医療	1,261
在宅福祉	798
家族関係	580
介護保険	507
生活費、年金・保険、仕事	491
子育て・母子保健	333
その他	4,145
計	15,859

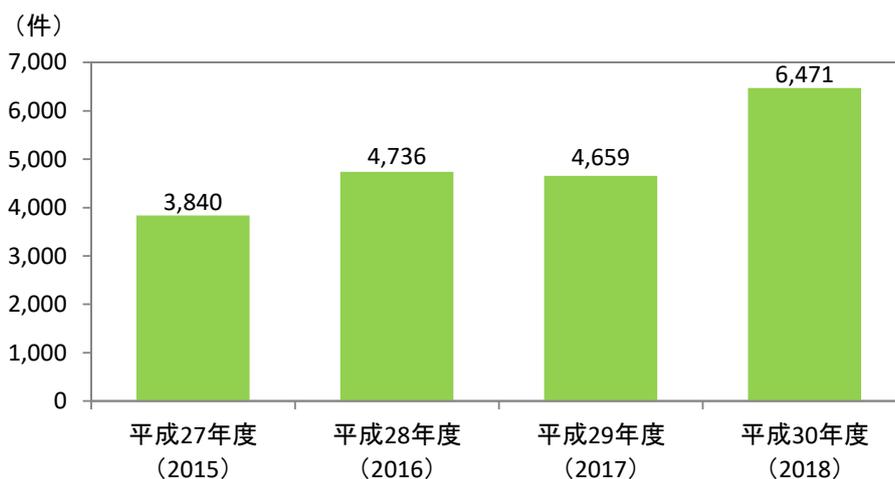


⑧ こころの健康相談

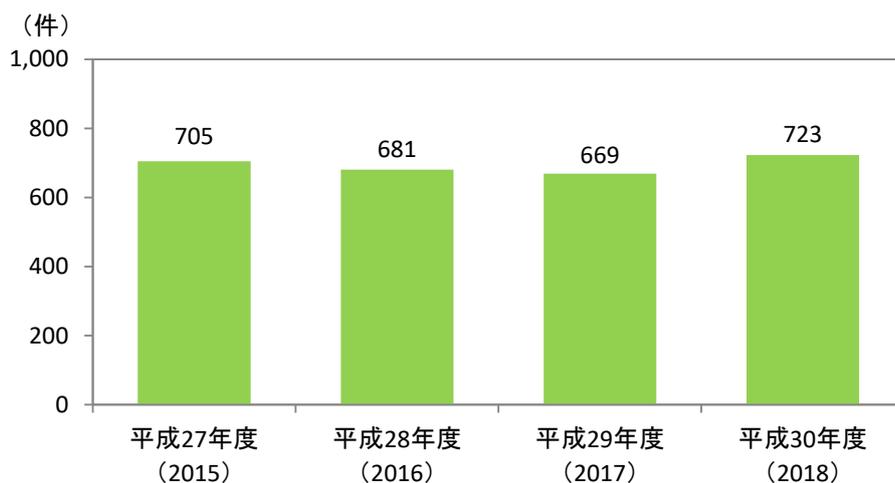
保健所が行うこころの健康相談では、電話、面談、訪問等による延べ件数として、平成29年度には一旦減少したものの、平成30年度には6,471件と増加傾向にあります。

また、自殺予防対策事業として実施している「電話相談事業（ひらかたいのちのホットライン）」では、平成30年度に723件の相談がありました。

■ こころの健康相談 相談延べ件数の推移（資料：保健予防課）



■ ひらかたいのちのホットライン 相談延べ件数の推移（資料：保健予防課）



3 市民の意識と実態

本計画の策定にあたり、生活上の課題や地域での活動といった、地域福祉に関する市民の意識や現状などを把握するため、市民意識調査として『「地域福祉」に関する市民アンケート調査』を次のとおり実施しました。

(1) 調査概要

① 調査対象

本市に在住の18歳以上の方 2,600人（住民基本台帳による無作為抽出法）

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査期間

令和元年（2019年）7月31日（水）～8月13日（火）

④ 回収結果

配布数 : 2,600件

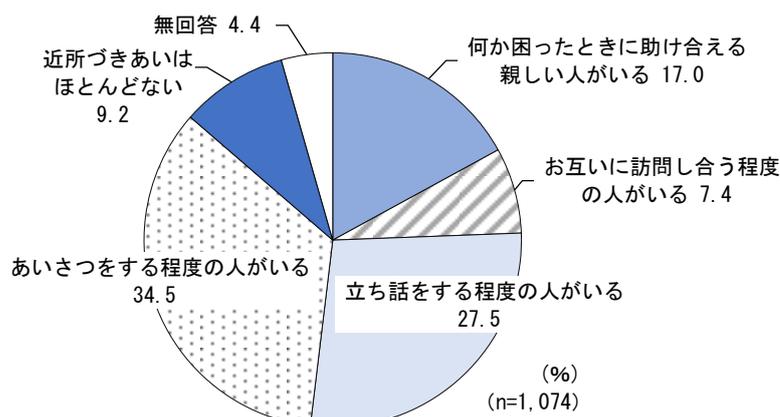
有効回答数 : 1,074件（有効回答率 : 41.3%）

※回答の詳細は、巻末の「資料編」をご覧ください。

(2) 近所づきあいの状況

近所づきあいの程度について、「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」が17.0%である一方、「あいさつをする程度の人がある」が34.5%で最も高く、「近所づきあいはほとんどない」(9.2%)と合わせ4割程度(43.7%)となり、近所づきあいが希薄な傾向が見受けられました。これは、平成17年度からの5年間を計画期間とする「枚方市地域福祉計画（第1期）」の策定時に行った市民アンケートでも同様の傾向が見られました。

■ 近所づきあいの程度（資料：「地域福祉」に関する市民アンケート調査）

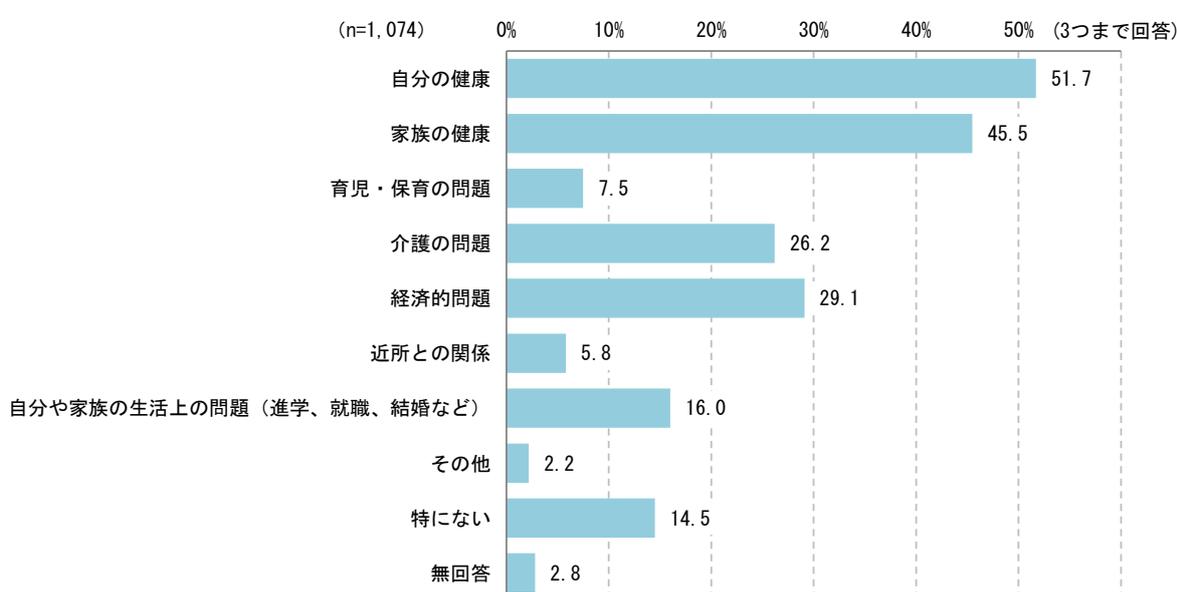


(3) 日常生活での悩みや不安及び相談先

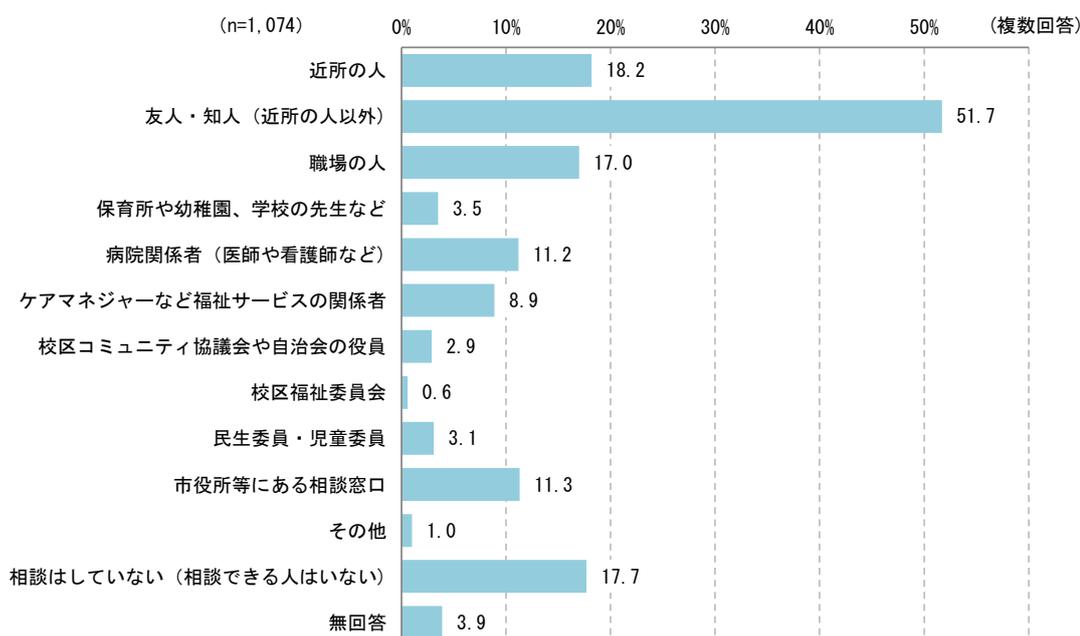
日常生活での悩みや不安としては、「自分の健康」が 51.7%、「家族の健康」が 45.5%と、“健康”に関する悩みや不安を抱える人がそれぞれ半数前後みられます。また、これに続くのが「経済的問題」(29.1%)、「介護の問題」(26.2%)となっています。

家族や親戚以外に困りごとを相談する先としては、「友人・知人(近所の人以外)」が5割台(51.7%)と最も高く、次いで「近所の人」が18.2%、「職場の人」が17.0%となっています。一方、2割弱(17.7%)の人が「相談はしていない(相談できる人はいない)」を選択しました。

■ 日常生活での悩みや不安 (資料:「地域福祉」に関する市民アンケート調査)



■ 困りごとの相談先 (資料:「地域福祉」に関する市民アンケート調査)



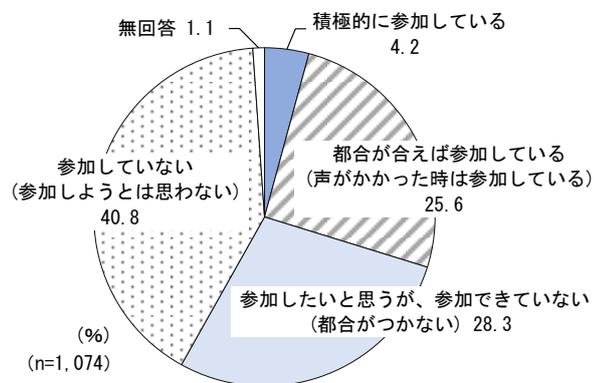
(4) 地域活動への参加状況

別に設けた「自治会への加入状況」の質問では77.6%の方が「加入している」と回答が
ありましたが、地域活動等に『参加している』（「積極的に参加」「都合が合えば参加（声
がかかった時は参加）」の計）人は約3割（29.8%）でした。

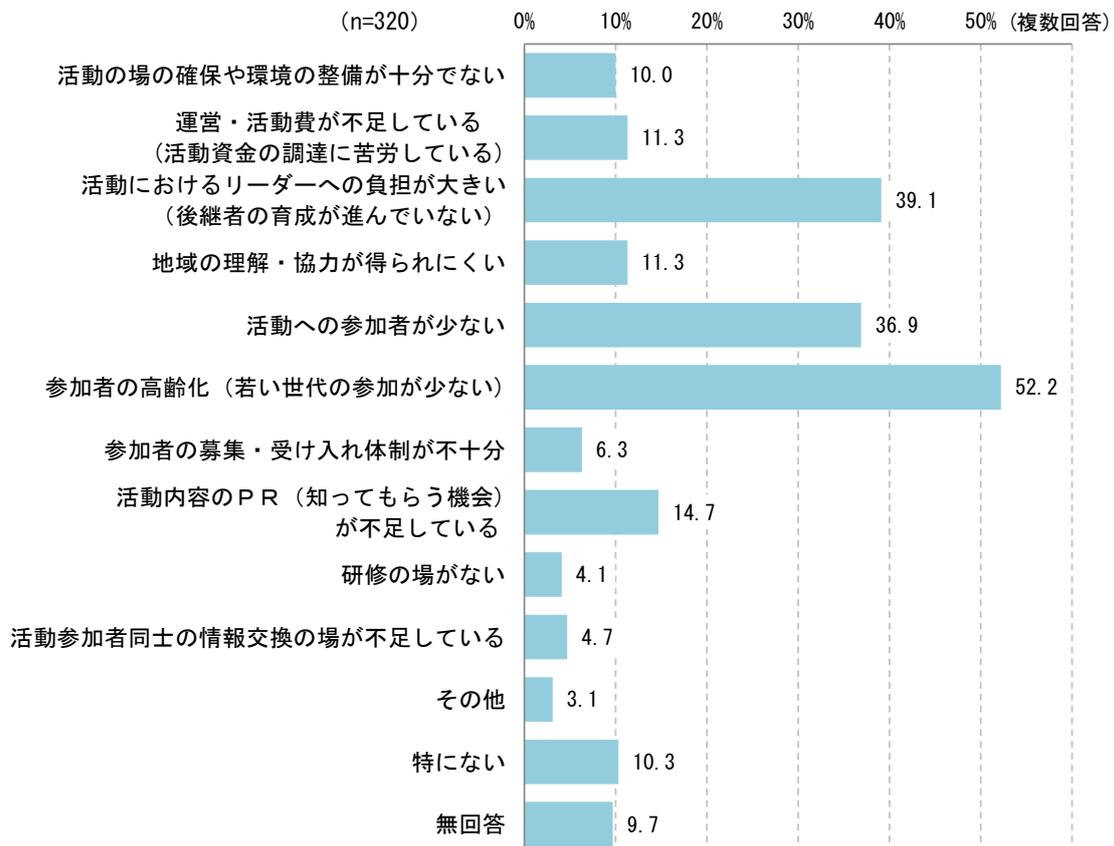
第1期策定時の市民アンケート調査では、地域活動等に『参加している』人が約5割で
あったことから、地域活動への参加者の減少が生じていることが伺えます。

また、活動に参加して感じた課題として、「参加者の高齢化（若い世代の参加が少ない）」
が52.2%と最も高く、次いで「活動におけるリーダーへの負担が大きい（後継者の育成が
進んでいない）」が39.1%、「活動への参加者が少ない」が36.9%となっています。

■ 地域活動への参加状況（資料：「地域福祉」に関する市民アンケート調査）



■ 活動に参加して感じた課題（資料：「地域福祉」に関する市民アンケート調査）

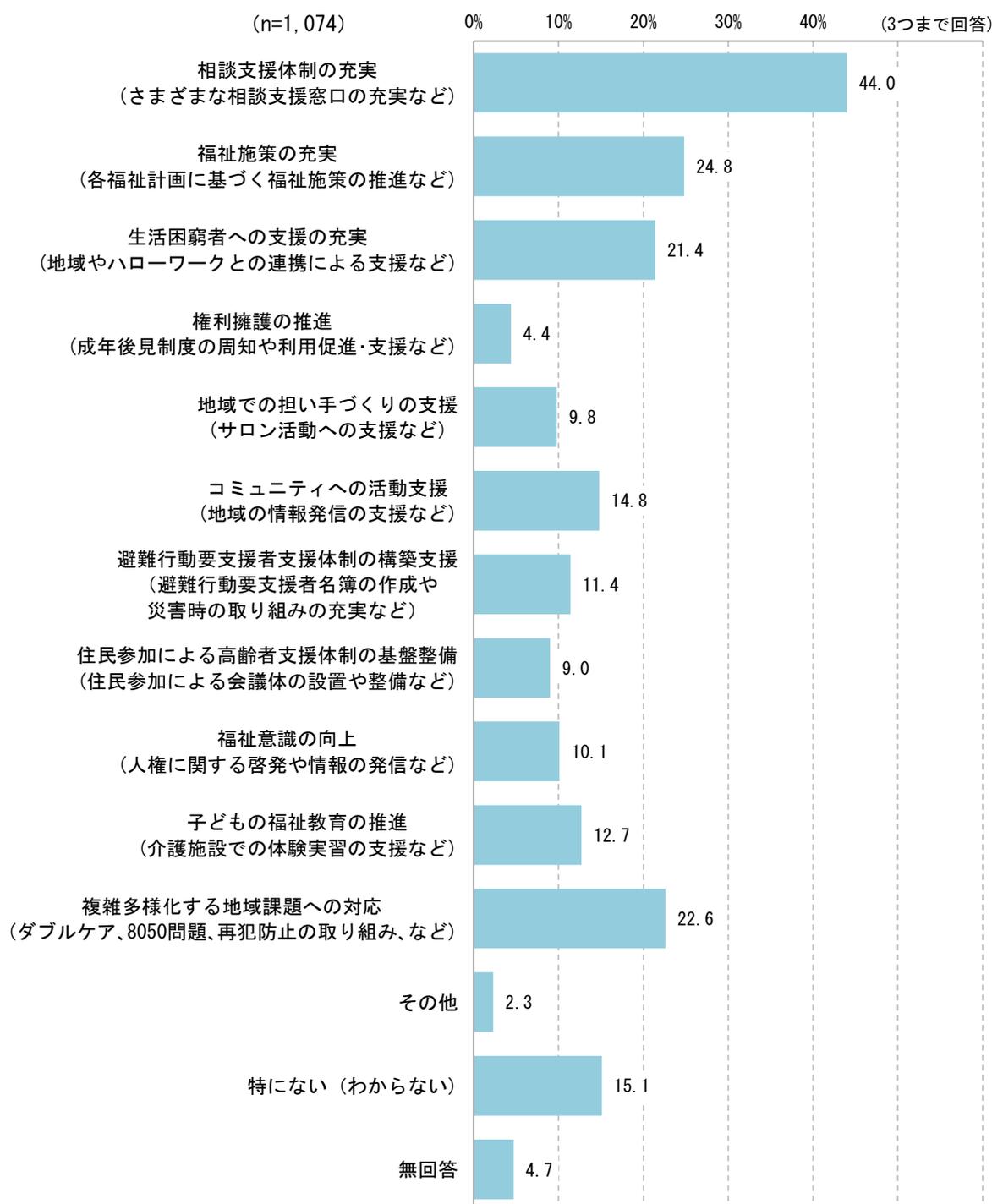


(5) 地域福祉の推進に向けた取組み

地域福祉を推進するために、特に優先して取り組むべき施策としては、「相談支援体制の充実（さまざまな相談支援窓口の充実など）」が 44.0%と最も高く、次いで「福祉施策の充実（各福祉計画に基づく福祉施策の推進など）」が 24.8%、「複雑多様化する地域課題への対応（ダブルケア、8050 問題、再犯防止の取組み、など）」が 22.6%、「生活困窮者への支援の充実（地域やハローワークとの連携による支援など）」が 21.4%となっています。

■ 地域福祉推進のために優先して取り組むべき施策

(資料：「地域福祉」に関する市民アンケート調査)



第3章 第3期計画の総括と第4期計画の方向性

1 第3期計画の総括

第3期計画は平成27年度からの5年間を計画期間として、平成27年3月に策定しました。第3期計画では、「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る」の基本理念のもと、日常生活で一定の社会的支援を必要とする人々やその家族が孤立しない地域社会の実現に向けて、4つの基本方向とそれに伴う施策目標を設定して取り組んできました。

ここでは、基本方向と施策目標ごとに成果や課題などについて検証します。

基本方向1 誰もが暮らしやすい地域づくり

様々な困難や問題を抱える本人や家族に寄り添い、適切な相談窓口につないで解決できるような体制づくりに向け、重点取り組み事項の1つに『相談支援体制の充実』を掲げて取り組んできました。

コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、各機関において福祉に関する相談業務を行ってきた結果、相談件数は全体として増加傾向を示しています。地域で多様化・複雑化する相談などへの対応も増える中、施策目標の1つにある『生活困窮者への支援』に係る取り組みも含めて、各分野の関係機関との連携や調整のもとでの相談体制の強化や、各機関の利用促進につながる広報・啓発活動、担当する職員のスキルアップなどがこれからも重要です。

『福祉施策の充実』については、高齢者・障害者・子ども子育てなどの各福祉計画に基づいて福祉施策が推進されています。今後も、各福祉計画の間で調和を図りながらサービスや施策の充実に向けて取り組んでいくことと、他の行政計画との整合や調和を図っていくことが重要です。

『権利擁護の推進』については、判断能力が十分ではなく、親族等による援助が見込めない人の権利擁護のため、市長による成年後見の申立てを行ったほか、第三者後見人として身近な立場で支援する市民後見人の養成などにも努めました。またこの間、高齢化の進展によるニーズの高まりなどを背景に、平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に計画の策定や中核機関の設置等が努力義務化されました。今後は、これらを見据えた取り組みや、市民後見人などの担い手の充実にも努めていく必要があります。

施策目標	取組み実績など	全体評価
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか健康相談室「北部リーフ」を開設（平成 29 年 12 月） ・延べ相談件数 平成 27 年度：84,087 件 平成 30 年度：105,845 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談機関で適切に相談対応を実施 ・関係機関との連携強化や担当者スキルアップが必要
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家計相談事業の開始（平成 30 年度～）など、制度を充実 ・関係機関とネットワークを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた支援を実施 ・制度の周知やハローワークコーナー等の利用促進が課題
福祉施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月「第 3 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」策定、など 	<ul style="list-style-type: none"> ・各計画に基づく福祉施策を推進 ・引き続き連携・調整を図る
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市長による成年後見の申立てへの対応 ・関係機関等への制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね取組みを推進 ・制度の周知や、市民後見人等の担い手の充実は今後も重要

基本方向 2 地域福祉活動の担い手づくり

『地域福祉活動の担い手づくり』を重点取組み事項に掲げ、地域住民や地域団体等がそれぞれの立場で役割を分担し、地域社会を支えていく活動を推進してきました。枚方市社会福祉協議会との連携としては、保健センターと「いきいきサロン健康づくりサポーター養成講座」を開催し、いきいきサロンの運営者の育成を図ったほか、地域のサロンなどで行っている講座の講師として市職員を派遣するなどに努めました。

また、地域にある様々な公的施設を活用して、定期的に地域活動に取り組める拠点の創出につなげたほか、地域活動の重要な拠点のひとつである自治会館の建設やバリアフリー化に係る費用を助成しました。

ただし、新たな担い手の確保に中々結びつかず 1 人の方が地域で複数の役をこなしているなど、抜本的な担い手不足の解消に至っていないのが実情で、今後も地域活動において誰もが活躍できるような仕組みなどが求められるところです。

施策目標	取組み実績など	全体評価
地域での担い手づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動への市職員の派遣 ・自治会館の建設助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね取組みを推進 ・引き続き、担い手の確保やその支援が必要

基本方向3 地域福祉のネットワークづくり

自治会や自主防災組織などの地域組織が連携しながら、様々な福祉ネットワークが広がっていくことは重要で、そのため『コミュニティの活動支援』では、地域での活動に係る情報を広報ひらかたやFMひらかた等で発信したほか、情報が手に入りにくい方向けに「ラポールひらかた」で地域の情報誌を提供するなどの取組みに努めました。今後も、地域の活動に関する情報発信等の取組みが必要です。

重点取組み事項である『避難行動要支援者支援体制の構築支援』については、災害時の逃げ遅れによる2次被害を防ぐために支援が必要な人の名簿を作成する「災害時要援護者避難支援事業」の推進や、災害対策基本法の改正により新たに市町村に義務付けられた「避難行動要支援者名簿」の取組みなどに努めました。これらは今後も、市の関係部署間での情報共有や協議を重ねつつ、自主防災組織など避難支援等関係者からの理解や協力を得ながら、さらなる充実をめざして取り組む必要があります。

また、全国的に地震や集中豪雨などの大規模災害が発生する中、本市でも平成30年6月18日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」をはじめ度重なる災害を経験しました。日ごろからの災害に備えた取組みを地域の課題として捉えることが大事であり、近隣住民での支えあいの大切さや災害ボランティア体制の充実なども視野に入れながら取り組んでいくことが必要です。

『住民参加による高齢者支援体制の基盤整備』については、平成27年度の介護保険制度改正で創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」に基づく介護予防・生活支援サービス事業をスタートしたほか、地域を基礎とした体力・元気づくり、集いの場づくり、暮らしのサポート体制の構築のため、市全域を対象とした会議体と小学校区単位の住民参加による会議体の設置や会議の開催など、高齢者支援体制の基盤整備に取り組みました。

施策目標	取組み実績など	全体評価
コミュニティの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関する情報提供 ・「小地域ネットワーク活動」など地域活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね取組みを推進
避難行動要支援者支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者避難支援事業」と「避難行動要支援者名簿」の取組みの進行 ・枚方市自主防災組織ネットワーク会議や災害ボランティアセンター設置運営訓練、など 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者等の理解や協力のもと、引き続き取組みを推進 ・災害ボランティア体制など、災害時対応を見据えたさらなる充実が必要
住民参加による高齢者支援体制の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防・生活支援サービス」創設と、介護予防事業と一体的に実施する体制の整備 ・会議体の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね取組みを推進 ・引き続き、住民主体の地域づくりへの支援が必要

基本方向4 支え合い尊重し合える意識づくり

『福祉意識の向上』として、人権に関する啓発や情報の発信を目的とする「人権文化セミナー」においてドキュメンタリー映画の上映会や連続講座を実施しているほか、人権週間事業として、人権擁護委員による「人権悩みごと相談」を実施するなど、人権に関する理解を深める取組みに努めました。また、事業者と連携した地域の福祉活動としては、枚方市内の社会福祉施設を運営する社会福祉法人で組織された「枚方市社会福祉施設地域貢献連絡会」が地域の貢献事業として、枚方市社会福祉協議会とコミュニティソーシャルワーカーとも連携して、市内の商業施設を活用した出張相談会を実施しました。

『子どもの福祉教育の推進』について、市内の小中学校では認知症のことを正しく理解するための認知症サポーター養成講座の実施に加え、福祉施設等へ訪問しての高齢者との交流や、点字や介護のことを学ぶ体験学習などに取り組みました。また、障害への理解を正しく深めるための啓発イベントとして開催している「ほっこりひらかた」では、講演会やドキュメンタリー映画の上映会などを実施しました。

今後も、幅広い世代や多様な主体に福祉意識が浸透していくことをめざして、多くの方々の参加に結びつくような事業や学習の場を創出するとともに、社会福祉法人などの事業者や商店街などの地域の資源が連携できるような事業の実施が広がっていくことが大事です。

施策目標	主な取組み内容	全体評価
福祉意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 啓発事業（人権文化セミナーなど）の実施 社会福祉法人等による商業施設での出張相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね取組みを推進 住民や事業者等の意識の高まりは今後も重要
子どもの福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生の介護体験（高齢者施設への訪問など）への支援 障害者や高齢者との交流の場の設定支援（「ほっこりひらかた」など） 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね取組みを推進 子どもから高齢者までの全ての世代や、多様な主体を意識した取組みが重要

2 第4期計画に向けて取り組むべき課題

【1】複雑化する地域生活課題への対応

地域における生活課題は、小さな困りごとから深刻ですぐに解決できない問題まで多様であり、事情に応じた相談への対応と、その解決に向けての仕組みづくりが今後も重要です。「市民意識調査」の結果においても『相談窓口の充実』は優先して取り組むべき施策での最上位に挙がっており、「第3期計画の総括（30～33ページ参照）」においても、行政内部はもちろん関係機関の間において連携を充実させていくことの重要性を認識しました。

地域福祉において今後の大きなテーマである「地域共生社会」の実現に向けても、相談機能が充実して関係機関がより連携を図り適切な支援につなげていくことや、住民相互の助け合いや支えあいなども加わった、包括的な相談支援体制づくりが求められます。

また、そのためには、本市の各福祉分野の関連計画における取組みを総合的かつ効果的に推進していくことが重要で、さらには、制度の狭間にある人々への支援や、判断能力が不十分であるなど、必要な人が利用できる権利擁護の取組みなども充実しながら、住民が抱える地域生活課題に対応していくことが望まれます。

取組みの方向

- 相談機能の強化や各機関・窓口の連携等による包括的な相談支援体制
- 福祉分野の施策や事業、各取組みなどの効果的な推進
- 権利擁護に関する取組みのさらなる推進

【2】地域で活躍する人材の確保

地域福祉の推進には、行政による公的なサービスや制度のみならず、住民主体の活動が大きな要素となります。近年の大規模災害により甚大な被害が度重なるごとに、地域のネットワークづくりの強化による助け合い・支え合いの重要性が再認識されており、こうした観点からも、住民や地域の団体、事業所等によるボランティア活動や地域貢献活動といった、地域における組織的な活動がさらに広がっていくことが不可欠です。

こうした地域の活動がさらに拡充していくためにも、活動に携わる人材が増え、地域で活躍していくことが今後の課題と言えます。活躍する人材が地域の各組織でのネットワークを強固にするとともに、そのネットワークが有機的に機能することで地域での団結力につながっていくものであり、そのような、“仕組みづくり”や“仕掛けづくり”、“場づくり”に取り組むことも重要です。

取組みの方向

- 住民参加の促進と、コミュニティ活動の推進やネットワーク化
- 社会福祉協議会との連携などによる、ボランティア活動の推進
- 災害時を想定した日ごろからの備えや、要配慮者を支える仕組みづくり
- 様々な活動の場づくりや、参加しやすい仕組みや仕掛けづくり

【3】家庭、地域、社会への福祉意識の浸透

「市民意識調査」の結果からは、地域福祉への関心や地域活動への参加については決して高いとは言えないのが現状です。福祉意識の向上には、本計画をはじめ、地域福祉に関する各福祉分野別の計画や他の行政計画、また枚方市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」などの地域への普及はもちろん、例えば地域福祉の潮流に関するテーマの講座などにより、住民や関連する地域組織への関心を高めるとともに、実際の行動につながっていくことが課題となります。

こうした課題への取組みは、多様性を尊重し人権問題や差別解消などにも敏感に察知できるような意識の啓発や理解の促進にもつながります。地域で生活する住民は、年齢や性別、国籍や障害の有無など、様々な違いのある人々が暮らしており多様性を見せています。社会福祉の制度やサービスの利用対象である高齢者や障害者、子ども、妊産婦はもちろんのこと、外国人市民等や性的マイノリティの方なども同じ住民としてともに暮らしていることを前提に、関連する情報が等しく共有されることや、様々な違いを認め合えるような事業やイベントを実施すること、また幼少期から福祉教育を推進していくことなどが重要です。

取組みの方向

- 福祉意識の向上と、多様性を尊重する地域社会
- 福祉教育の充実と学びの場や機会の創出



第4章 計画の基本理念と視点

1 基本理念

みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る

これは、第3期計画における基本理念の考え方を受け継ぐものです。

これまでから、少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加の加速化とともに、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題の深刻化など、地域の生活課題が複雑多様化する様相の中、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくためには、地域のつながりを大切にしながら、地域に住む人々がともに生活課題や地域課題を解決するための取組みが必要なことから、この基本理念のもとで計画の推進に努めてきました。

近年注目されている子どもの貧困やいわゆる「8050問題」なども含め、こうした生活課題や地域課題の解決には、行政だけでなく、住民や事業者等がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携して取り組まなければなりません。行政の公的サービスはもちろんのこと、行政や地域団体が連携しながら地域福祉活動を支える仕組みやボランティアなどによる支えあい、地域福祉の推進を目的に設置された枚方市社会福祉協議会による実践的な支援や、事業者等による福祉サービスの提供や地域社会への貢献などの重層的な取組みが不可欠となります。

特に、課題を抱える住民や家庭にとって一番身近となる地域の役割は重要です。住民一人ひとりが家庭や地域のつながりについて見つめ直し、他者の課題でもよそ事やひと事ではなく、我が事として丸ごと受け止めるようになることが、安心して暮らせる地域社会の実現にもつながっていくものです。

こうしたことは、「地域共生社会」の実現にも資するものであると同時に、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を実現するために2015年9月に国際連合（国連）で採択され、我が国においても今後さらに推進される「SDGs（持続可能な開発目標）」の取組みにも結びつくものと言えます。

住民が安心して幸せに暮らすことができ、みんなが住み続けたいまちと感じる地域づくりには、第3期計画での基本理念を継承しながら取組みを進めていくことが本市のめざすべき姿であることを改めて認識しながら、地域福祉の推進に向けて本市が進むべき方向や取り組むべき事項などを位置づけるものです。

2 計画の視点

計画の推進にあたっては、次の視点を持ち、取組みを行います。

(1) 人やくらしがつながるまちづくり

すべての住民がお互いを尊重して個性や多様性を認め合うとともに、地域で暮らしていく中で、地域での社会参加を大切にして地域生活において相互に支える・支えられる関係を築く視点

(2) 課題や問題が解決できる地域づくり

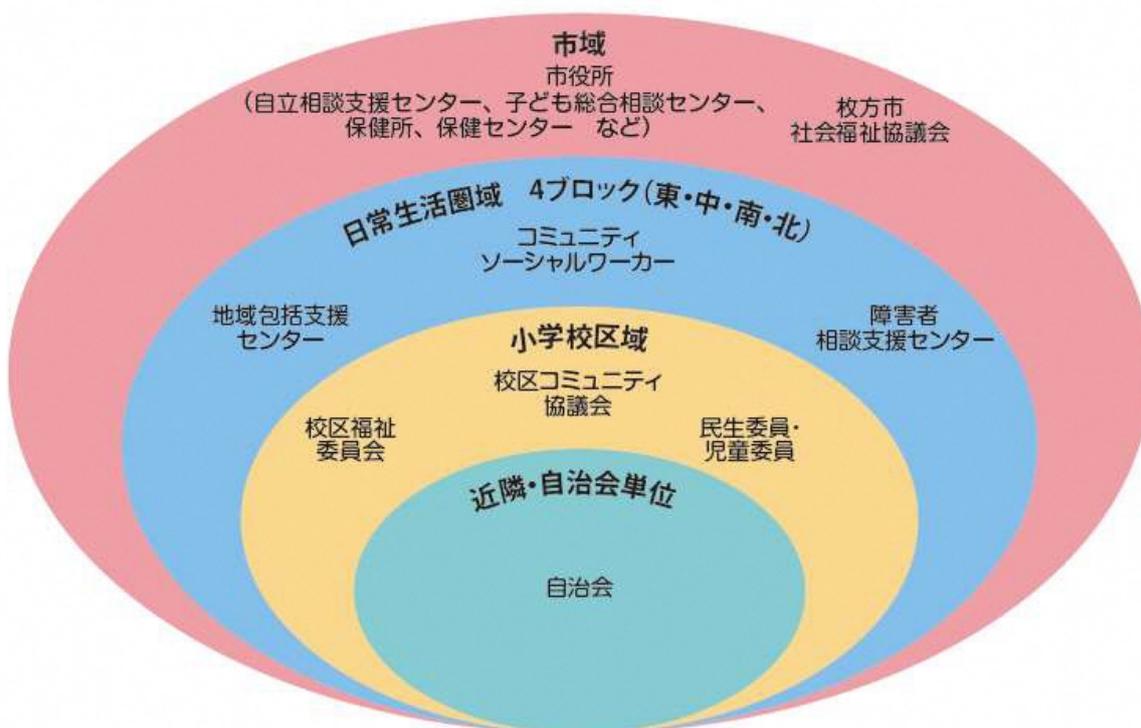
さまざまな地域の団体や関係機関が「点」として活動している状況から、みんなが意識を持ち、連携や協力のもと支援体制を包括化することで「線」や「面」となり、地域における課題や問題の解決が図ることのできる視点

本市においては、校区コミュニティ協議会や自治会など、地域住民を基本としたまちづくりが進められています。

そして、地域においては、厚生労働大臣および枚方市長から委嘱を受けた民生委員・児童委員が小学校区単位での相談援助やブロック単位での地域活動を行うほか、枚方市社会福祉協議会では小学校区ごとに設置する校区福祉委員会による福祉活動を、また地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）では複数の小学校区を日常生活圏域として介護や医療の相談に応じるなど、様々な支援を行っています。

身近な地域生活課題への対応や地域ぐるみの活動の進展には、こうした主体による地域福祉活動の充実とともに、それぞれの主体が効果的かつ重層的につながり合うことが重要です。

圏域と多様な主体のイメージ図



第5章 計画推進の考え方

1 基本方向と施策目標

取組みの課題	基本方向	施策目標	具体的取組み
【1】 複雑化する地域生活課題への対応	1. 誰もが暮らしやすい地域づくり	包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする相談機能の充実 ・複合的な生活課題への対応 ・庁内外で連携・支援できる体制の拡充
		福祉施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉計画に基づく福祉施策の推進
		権利擁護のさらなる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や虐待防止をはじめとする権利擁護に関する制度の周知や利用支援 ・市民後見人などの養成や支援
【2】 地域で活躍する人材の確保	2. 誰もが活躍できる地域福祉のネットワークづくり	地域で活躍する人が増える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加のきっかけづくり ・枚方市社会福祉協議会との連携強化 ・事業者等との連携強化
		コミュニティの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報発信の支援 ・住民参加による活動の支援
		災害時にも助け合える取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者などの支援体制の構築 ・地域の取組み事例の情報発信 ・災害ボランティアの充実
		地域の活動拠点への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動拠点の整備等への助成 ・市内施設の活用や事業者との連携による地域福祉活動の支援
【3】 家庭、地域、社会への福祉意識の浸透	3. 誰もが支え合い尊重し合える意識づくり	福祉意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や人権に関する理解促進のための啓発・情報の発信 ・事業者等による地域貢献活動の広がり
		福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設や交流の場などでの学習の推進

第6章 計画の推進に向けて

地域福祉の推進は、多様な主体がその持てる力を発揮し、時にはその力が結集し、また時にはこれらが重なり合って進められるもので、それには、住民や事業者など多くの人や団体の理解と協力による行動が要となります。そのため、まずは計画を普及し関心を持ってもらえるよう広く情報を提供し、住民や事業者などからの意見も求めながら、計画で位置づけた様々な取組みについての課題の分析や実績の評価を行うなど、計画の着実な推進に努めます。

計画の周知としては、地域福祉に係るセミナーの開催などにより、地域福祉への理解を深め計画について知ってもらえるような取組みに努めるとともに、「スマホアンケート」の活用や各種イベントなどと連携して意識調査を実施するなど、機会を捉えて計画に関する理解や浸透を図ります。

市内の推進体制においては、第4期計画における3つの「基本方向」に設けた「施策目標」の実現に向け、「具体的取組み」の関連事業や制度として本市が進める事務事業を中心に、その進捗状況の把握や事業の評価を行います。その際には、各事務事業に設定される成果や効果といった実績測定のための指標に着目しつつも、地域福祉の推進のための「視点（37ページ参照）」を持ち合わせながら取り組むことが重要です。例えば、コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする関連相談機関における相談件数に着目する際には、他の相談機関との連携度合いやアウトリーチの状況にも着眼するというように、関係する各分野別の福祉計画などとも整合・調和や連携を図っていく観点から総合的で包括的な評価に結びつけていくことを念頭におきます。そして、定期的開催する各担当部署による市内会議などの情報を共有できる場でその度合いを見定め、互いに意識し合うことでさらなる取組みが図れるよう努めます。

外部の審議・評価体制として、社会福祉審議会地域福祉専門分科会では市内での会議等で行った進行管理の内容等についての審議や評価を行います。また、枚方市社会福祉協議会や関連相談機関などが把握した地域生活課題について検証するなど、地域の実情も踏まえた総合的な評価を行うとともに、社会情勢や住民の意見等から新たな課題が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しや次期計画の策定への活用などに努めます。

資料編

1

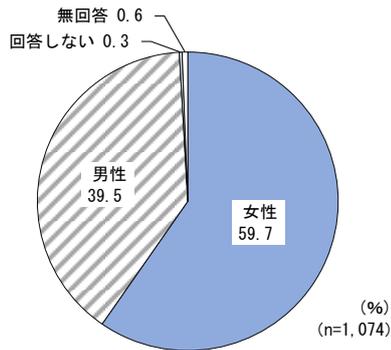
「地域福祉」に関する市民アンケート調査結果

(1) 回答者自身のことについて

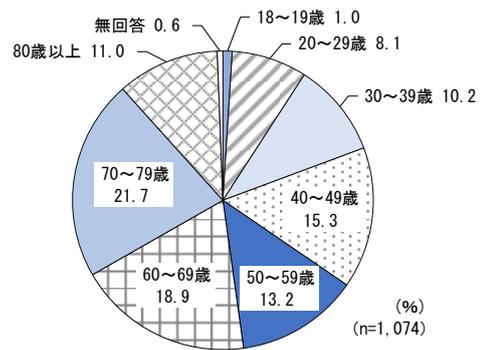
問1 あなたの性別について (○は1つ)

問2 あなたの年齢について (○は1つ)

【問1 性別】



【問2 年齢】

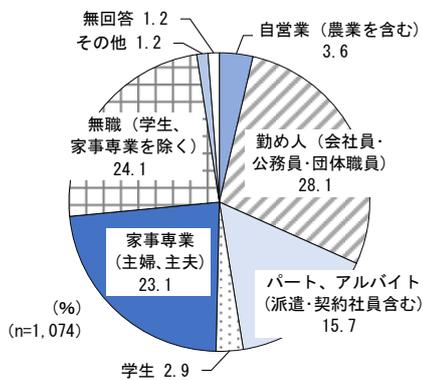


問3 現在のあなたの職業について (○は1つ)

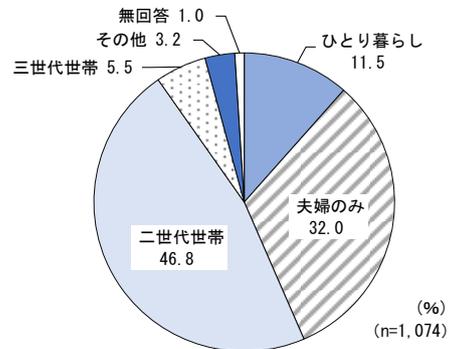
問4 現在同居されている家族構成について (○は1つ)

問4-1 ご自身も含めて、ご家族の中に、次のような方はいますか。 (○はいくつでも)

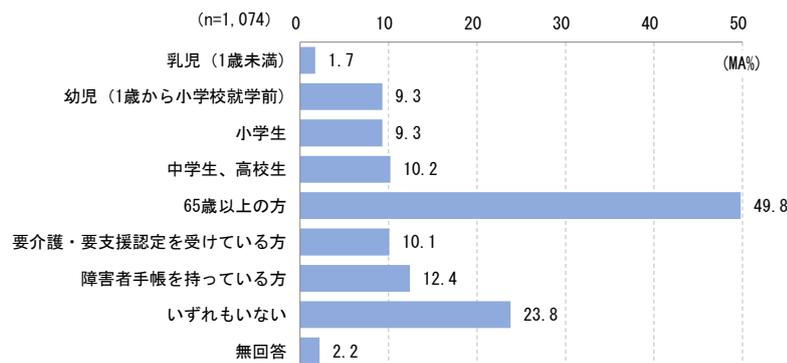
【問3 職業】



【問4 家族構成】



【問4-1 子どもや高齢者等の状況】



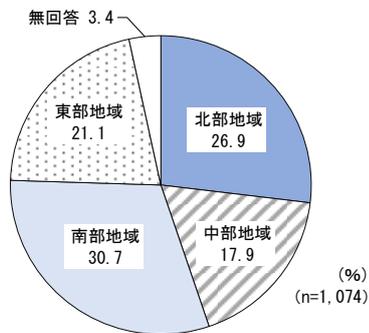
問5 あなたは枚方市内のどちらにお住まいですか。(町名をご記入ください)

問6 現在のお住まいについて (○は1つ)

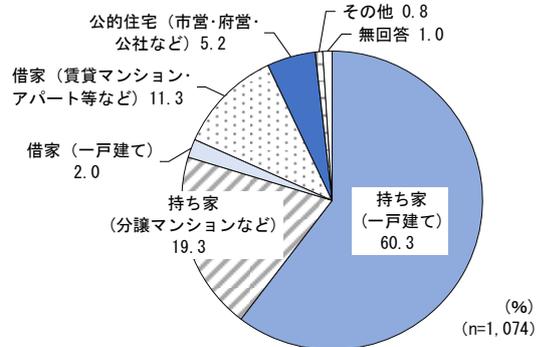
問6-1 現在のお住まいの居住年数について (○は1つ)

問7 あなたの世帯の自治会への加入状況について (○は1つ)

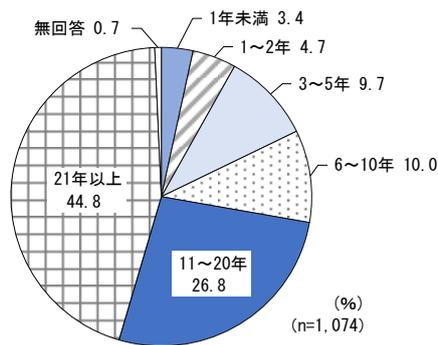
【問5 居住地域】



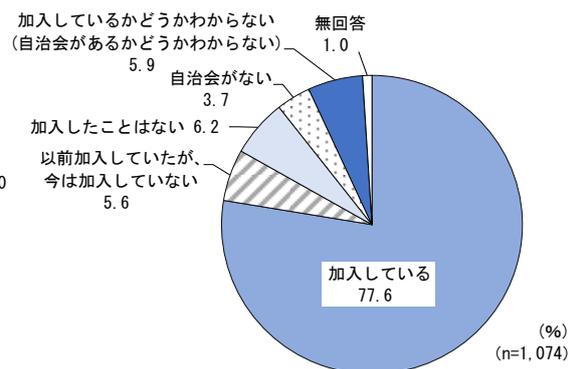
【問6 住居形態】



【問6-1 居住年数】



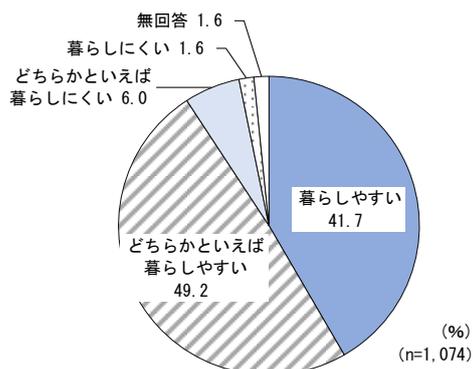
【問7 自治会への加入状況】



(2) 地域での生活について

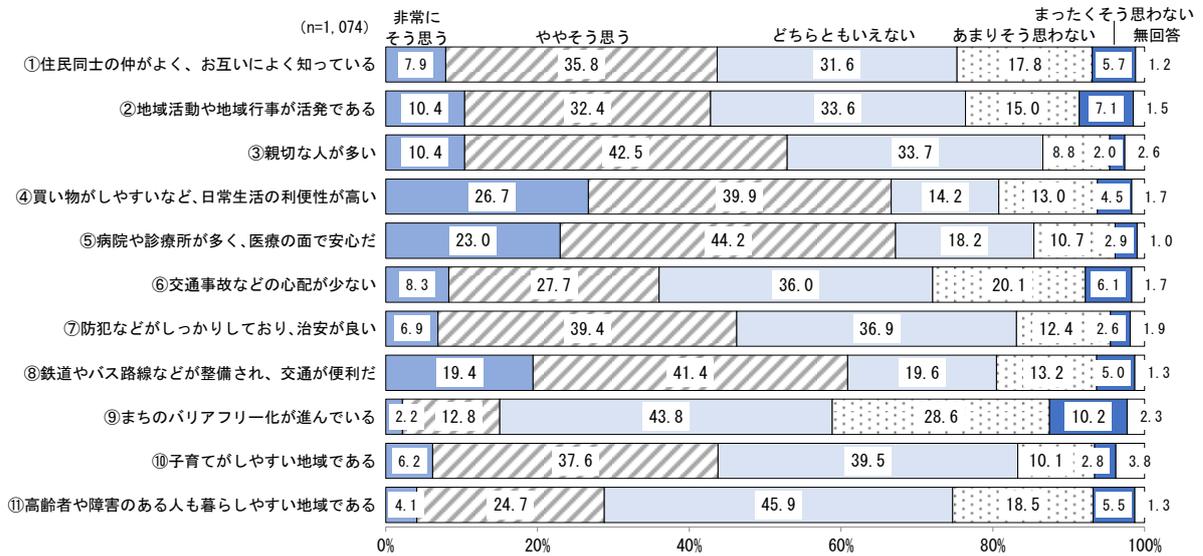
問8 お住まいの地域について、あなたは暮らしやすいと感じていますか。(○は1つ)

【問8 居住地域の暮らしやすさ】



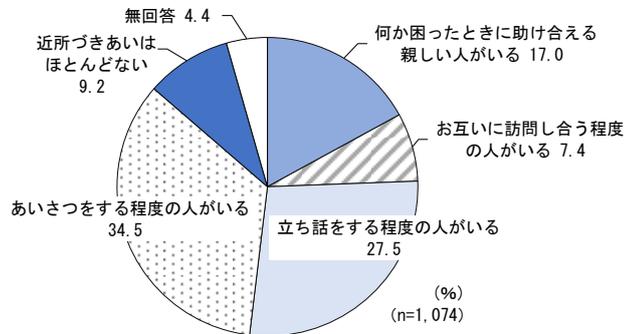
問9 現在住んでいる地域において、次の①～⑪の各項目について、どのように感じて
いますか。(○は1つずつ)

【問9 居住地域の状況】



問10 あなたはふだん、近所の方とどの程度おつきあいをしていますか。(○は1つ)

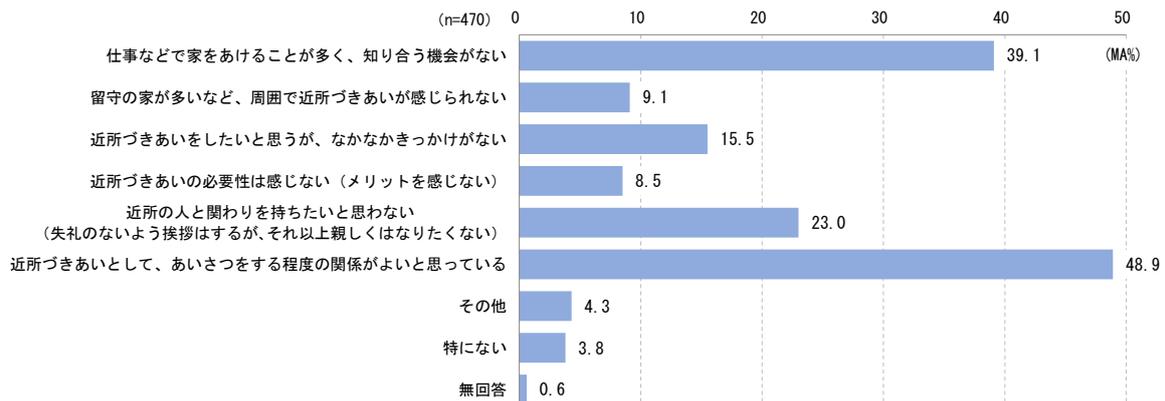
【問10 近所づきあいの程度】



【問10で「4.あいさつをする程度の人がいる」「5.近所づきあいはほとんどない」を選んだ方にお聞きます。】

問10-1 そうお答えになった理由としてあてはまるものは何ですか。(○はいくつでも)

【問10-1 近所づきあいをしていない理由】

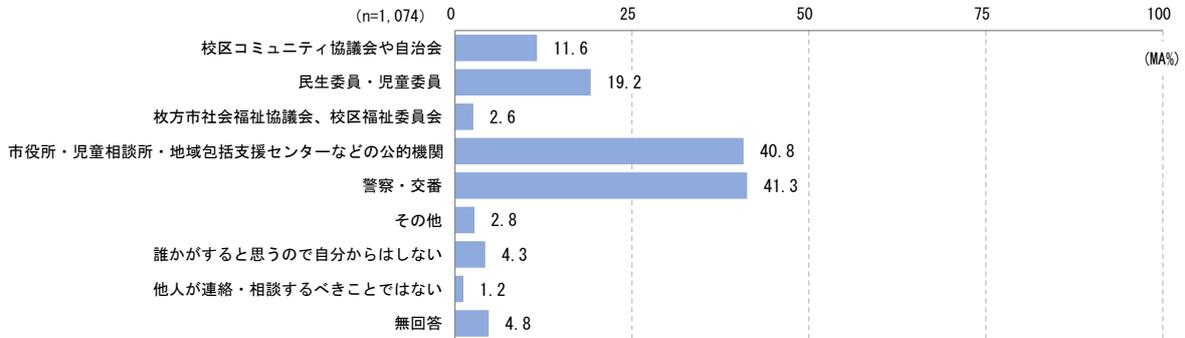


【すべての方にお聞きします。】

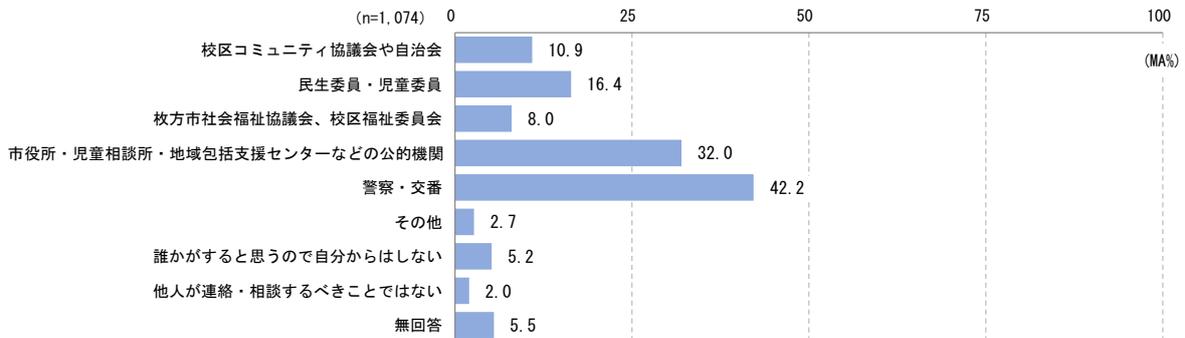
問11 もしも、身近に次の①～⑥のようなことがあった場合、あなたはどこに連絡・相談しようと思いますか。(それぞれ〇はいくつでも)

【問 11 場面別の通報先】

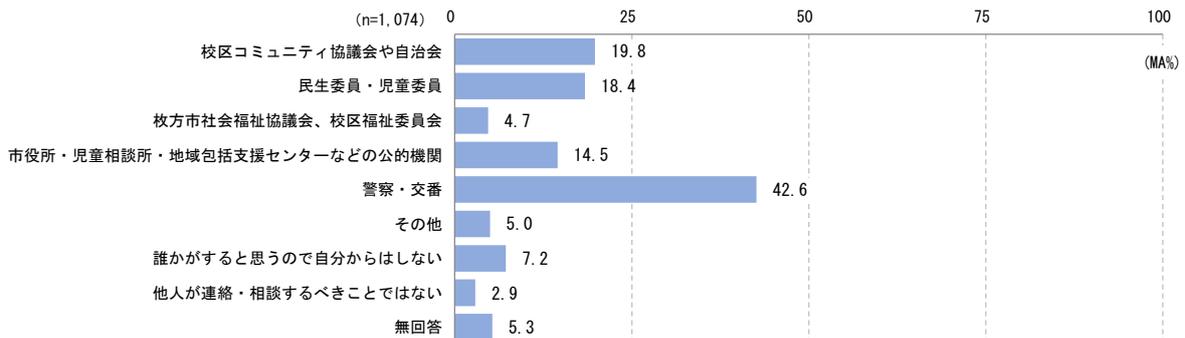
< ①近所で子どもが虐待を受けているのではないかと >



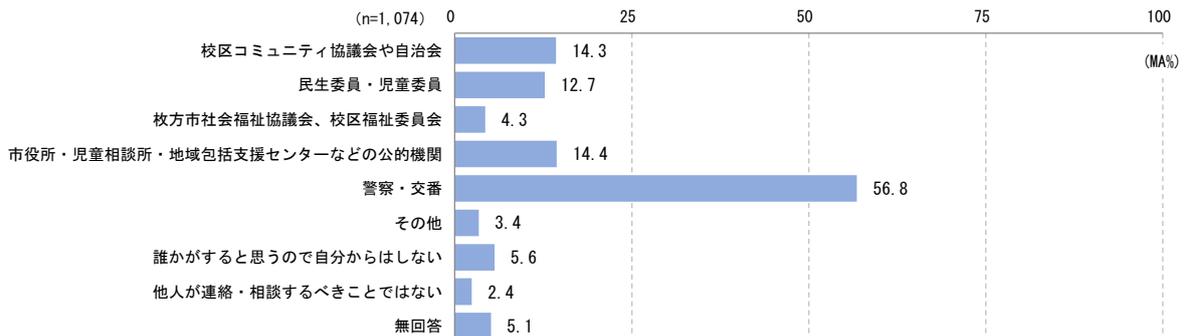
< ②近所でお年寄りが虐待を受けているのではないかと >



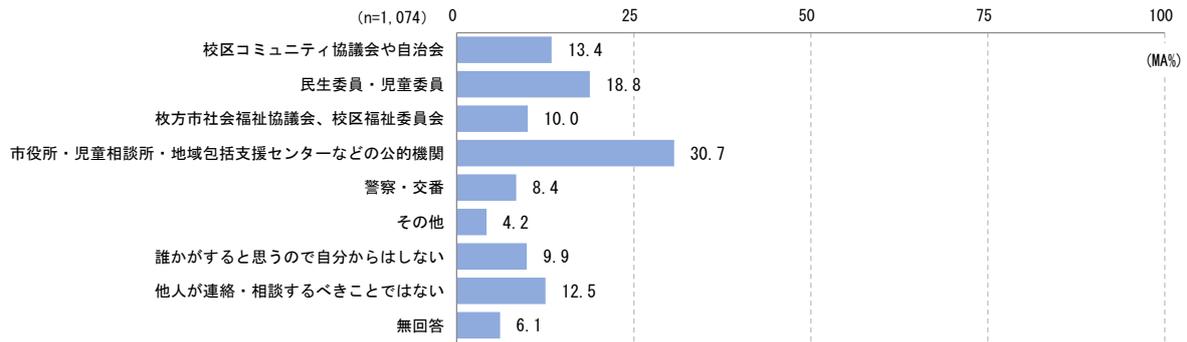
< ③近所でひとり暮らしのお年寄りをしばらく見かけないが、家の中で倒れているのではないかと >



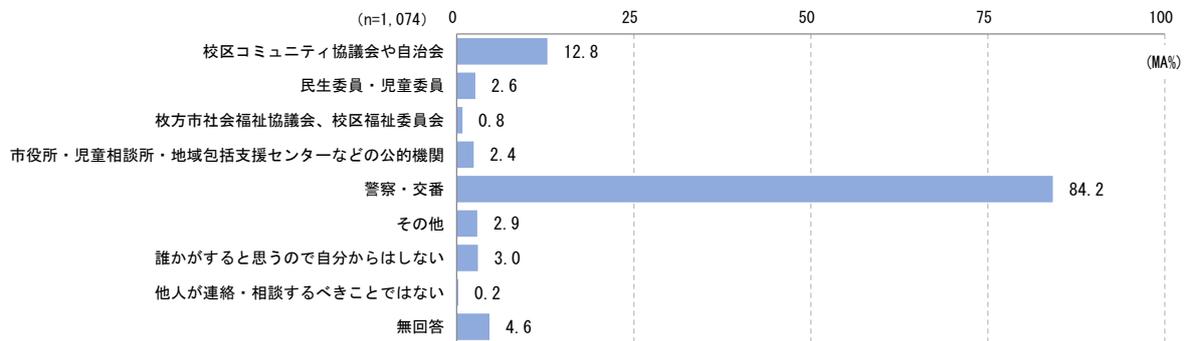
< ④認知症だと思われるお年寄りが徘徊している >



< ⑤障害や病気、経済的問題など、何らかの困難を抱えた家庭があり、地域から孤立しているようで心配だ >

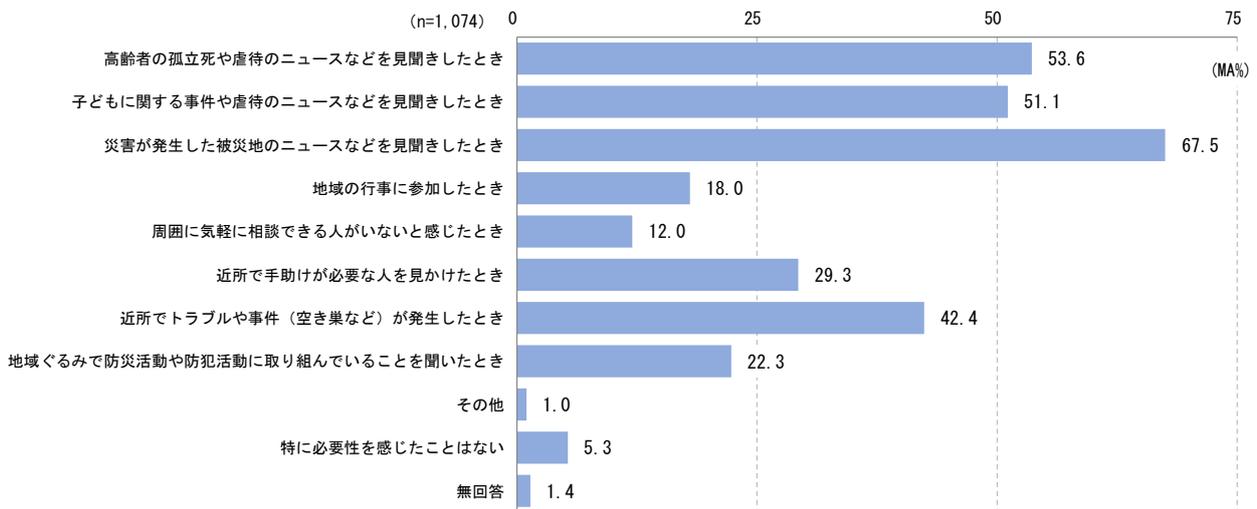


< ⑥不審な人が学校周辺や地域をうろついている >



問12 あなたが、「地域の関わり合いが必要だ」と感じるのはどのようなときですか。
(○はいくつでも)

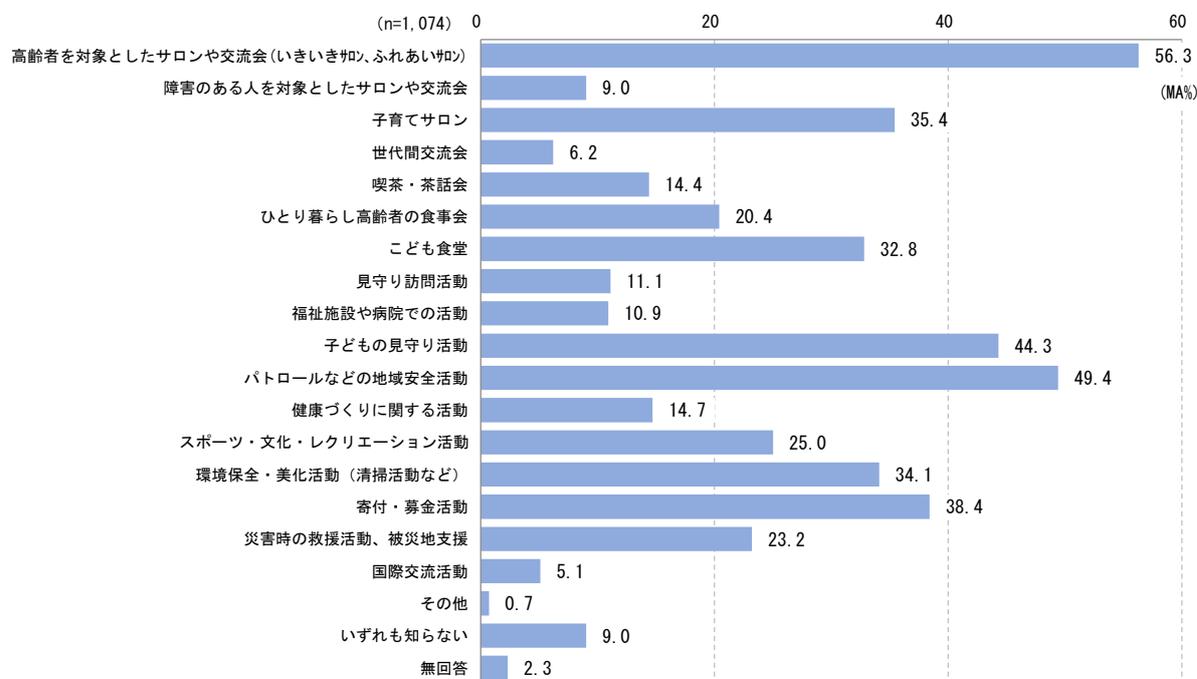
【問12 地域の関わり合いが必要と感じるとき】



(3) 地域活動やボランティア活動について

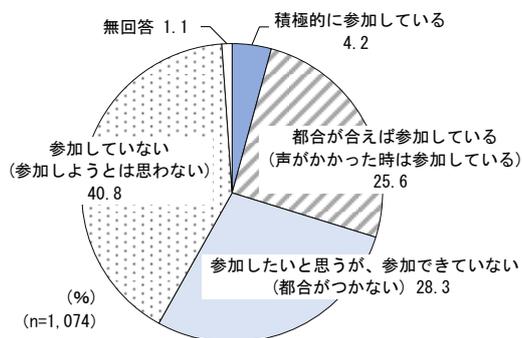
問13 地域活動やボランティア活動について、あなたが知っているものは何ですか。
(○はいくつでも)

【問13 地域活動等の認知度】



問14 問13のような活動について、あなたはどの程度参加していますか。(○は1つ)

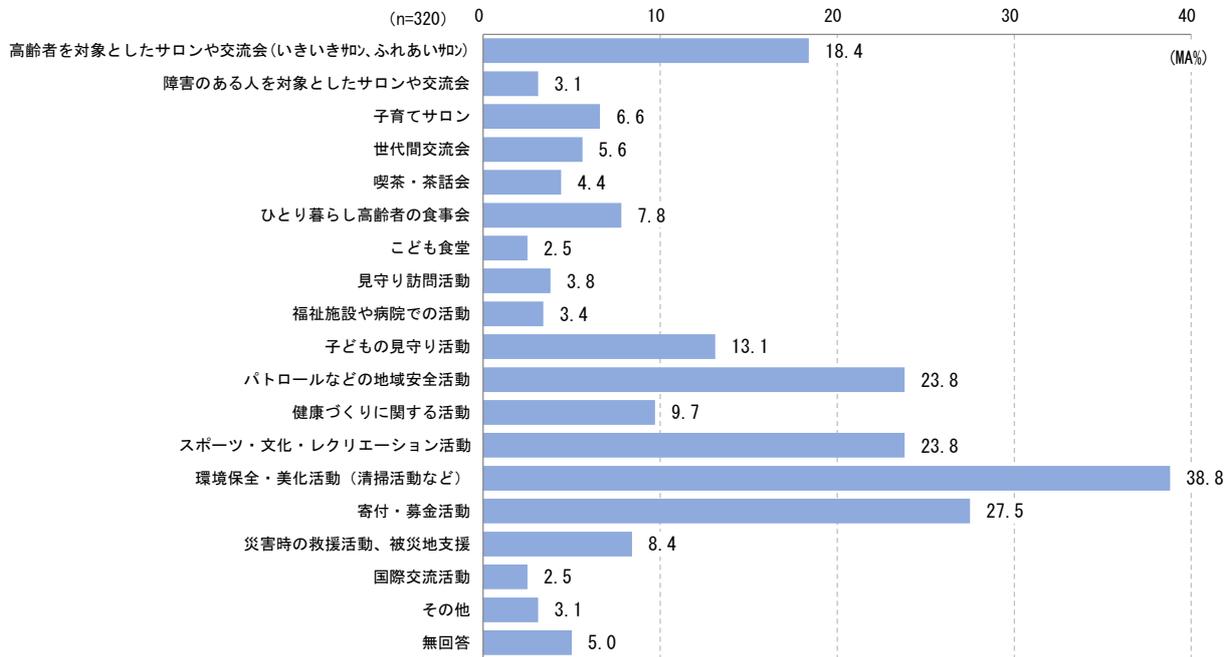
【問14 地域活動等の参加状況】



【問 14 で「1.積極的に参加している」「2.都合が合えば参加している」を選んだ方にお聞きします。】

問14-1 実際に参加している活動は何ですか。(〇はいくつでも)

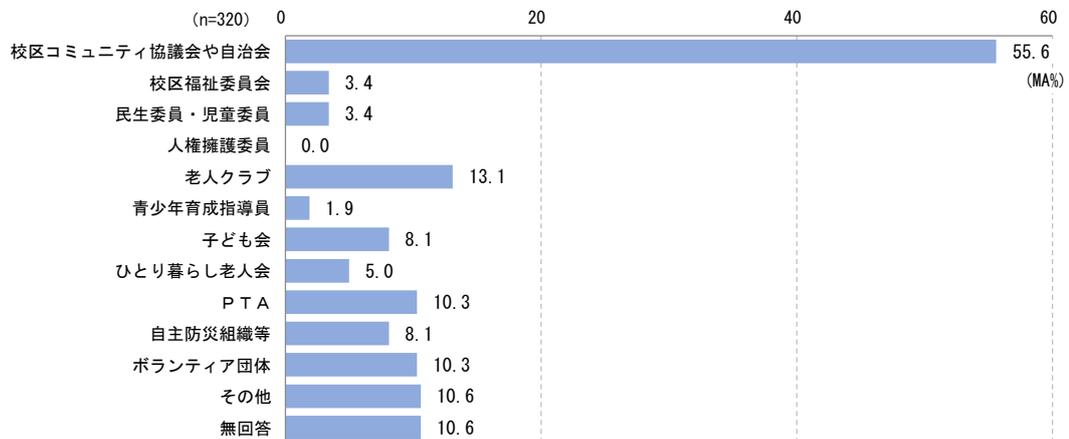
【問 14-1 実際に参加している活動】



【問 14 で「1.積極的に参加している」「2.都合が合えば参加している」を選んだ方にお聞きします。】

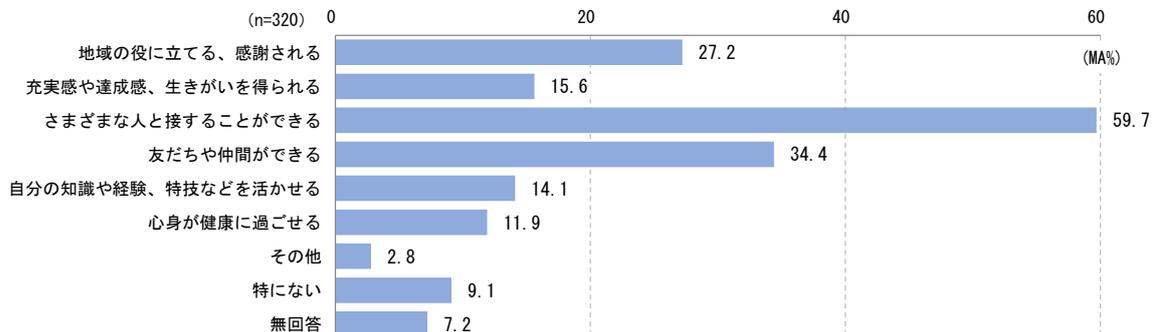
問14-2 ふだん、どういった団体・組織で活動されていますか。(〇はいくつでも)

【問 14-2 所属団体・組織】



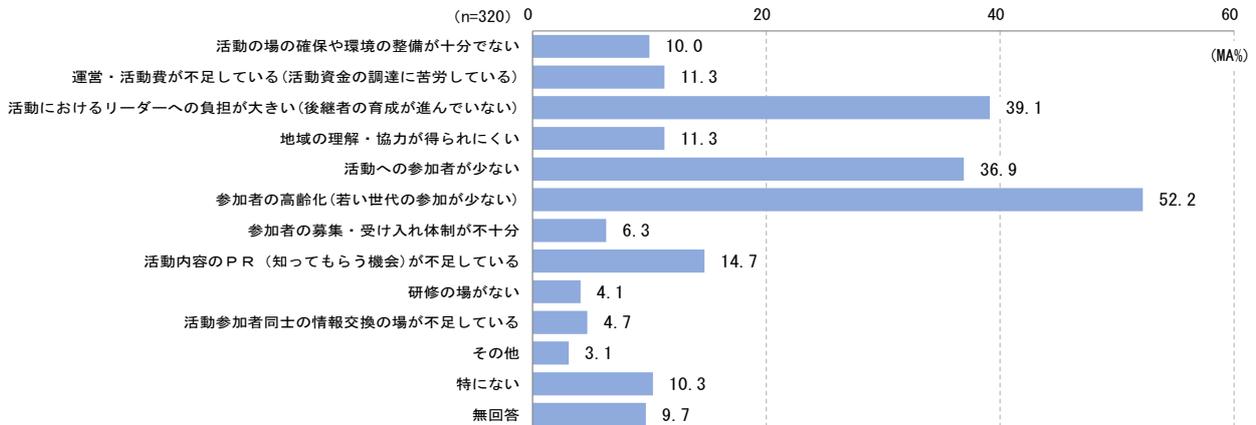
問14-3 実際に活動に参加してみて、よかったと思えることは何ですか。(〇はいくつでも)

【問 14-3 活動に参加してよかったと思えること】



問 14-4 活動に参加するなかで、現状の課題としてどういったことを感じますか。
(○はいくつでも)

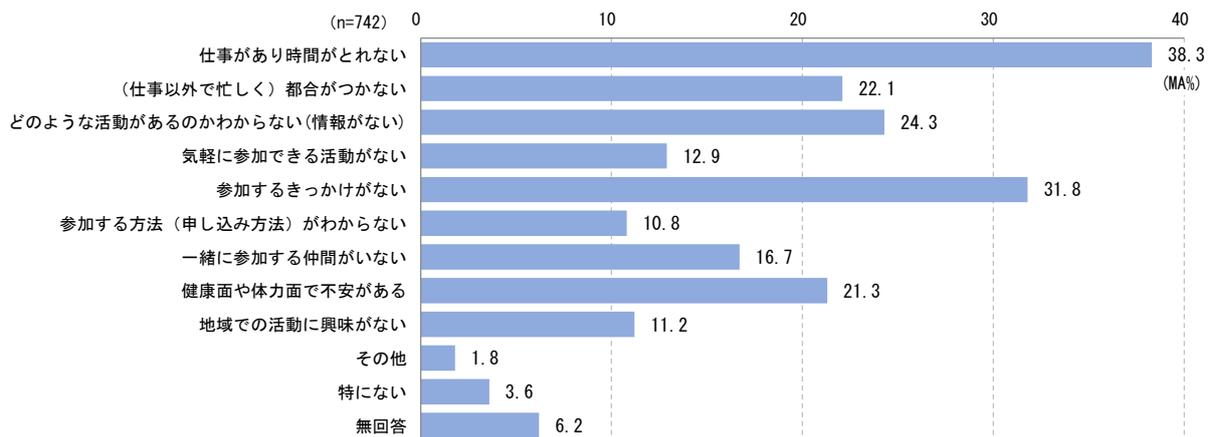
【問 14-4 活動に参加して感じた課題】



【問 14 で「3.参加したいが、参加できていない」「4.参加していない」を選んだ方にお聞きします。】

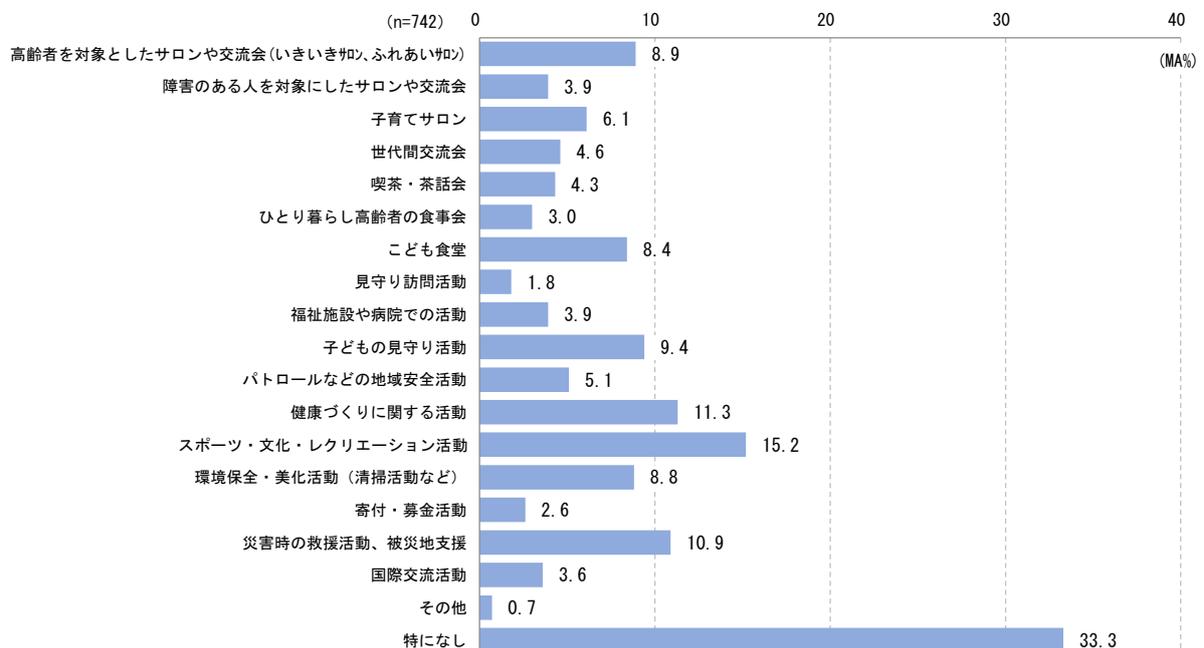
問 14-5 地域の活動に参加していない(できない)理由は何ですか。(○はいくつでも)

【問 14-5 活動に参加していない理由】



問 14-6 今後、機会があれば参加してみたい活動はありますか。(○はいくつでも)

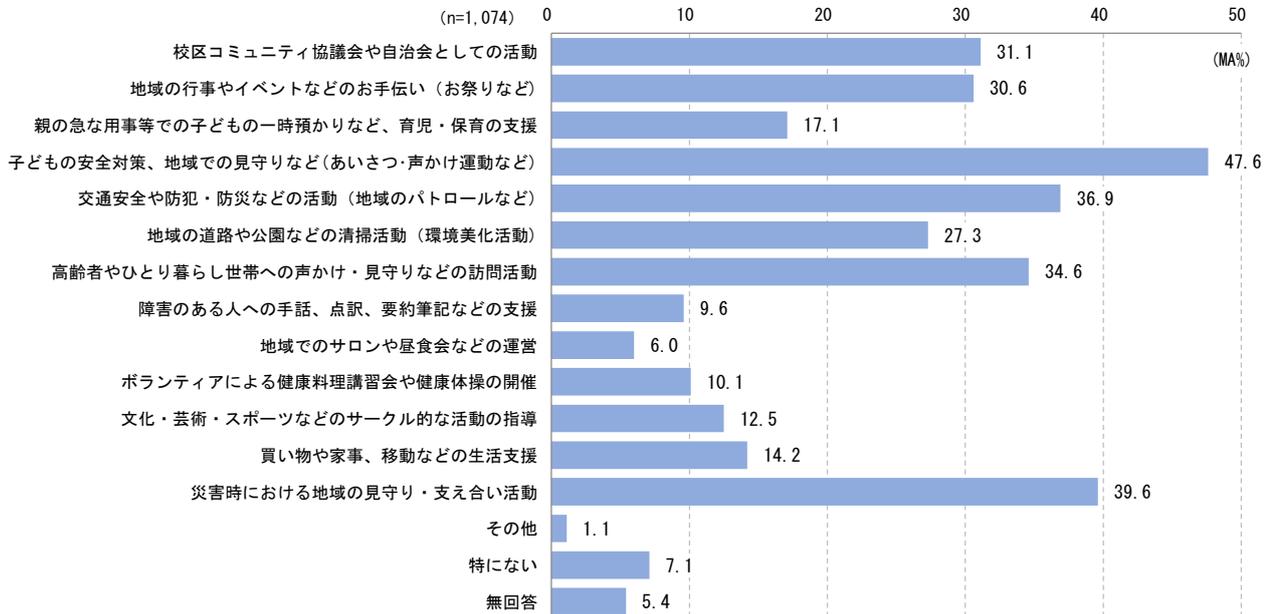
【問 14-6 参加してみたい活動】



【すべての方にお聞きします。】

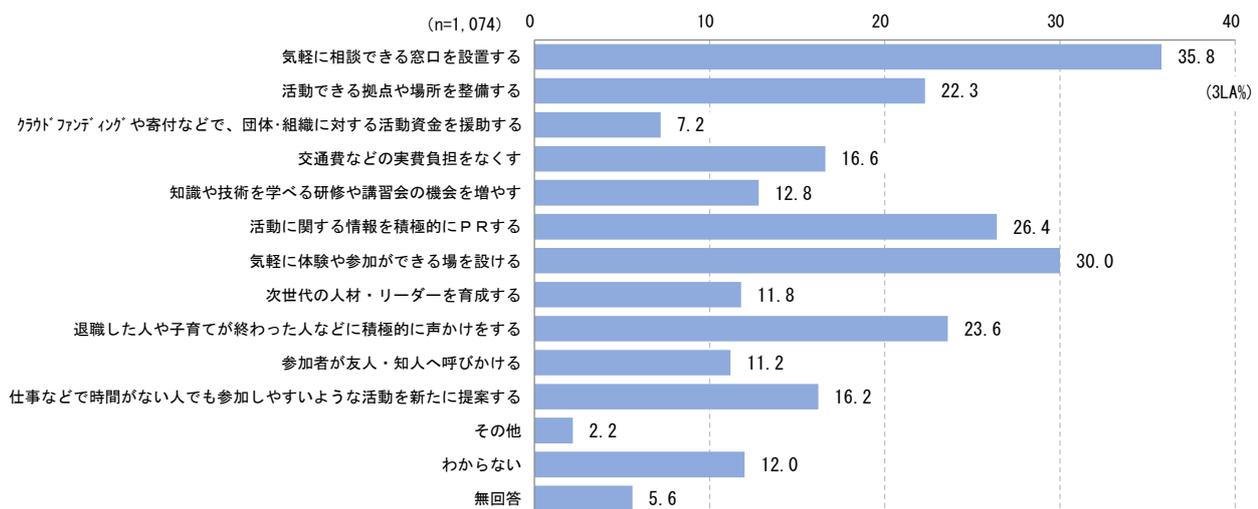
問15 地域住民が協力して取り組むとよい活動は何だと思いますか。(〇はいくつでも)

【問15 地域住民が協力して取り組むべき活動】



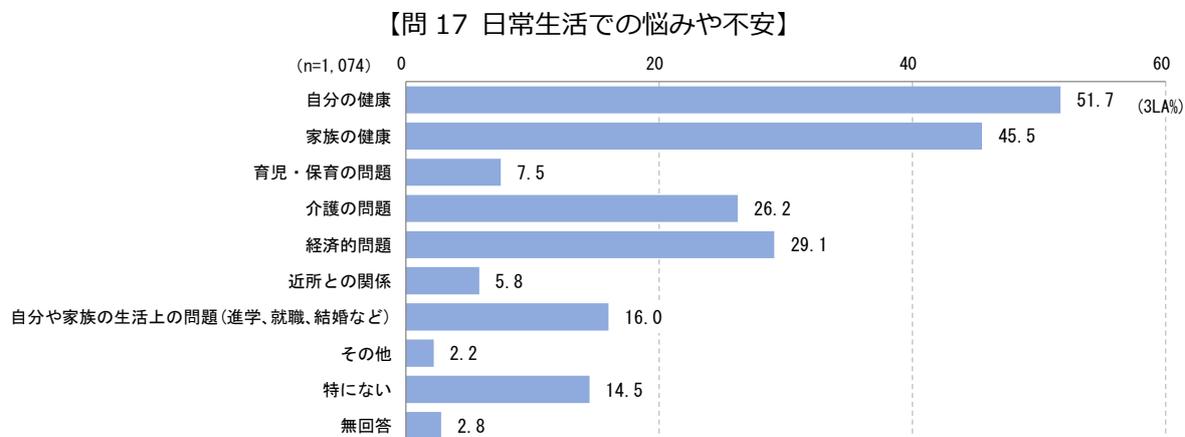
問16 地域の活動がより活発なものとなるため (または、活動に参加する人を増やすため) に、特にどういったことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

【問16 地域の活動が活発なものとなるために必要なこと】

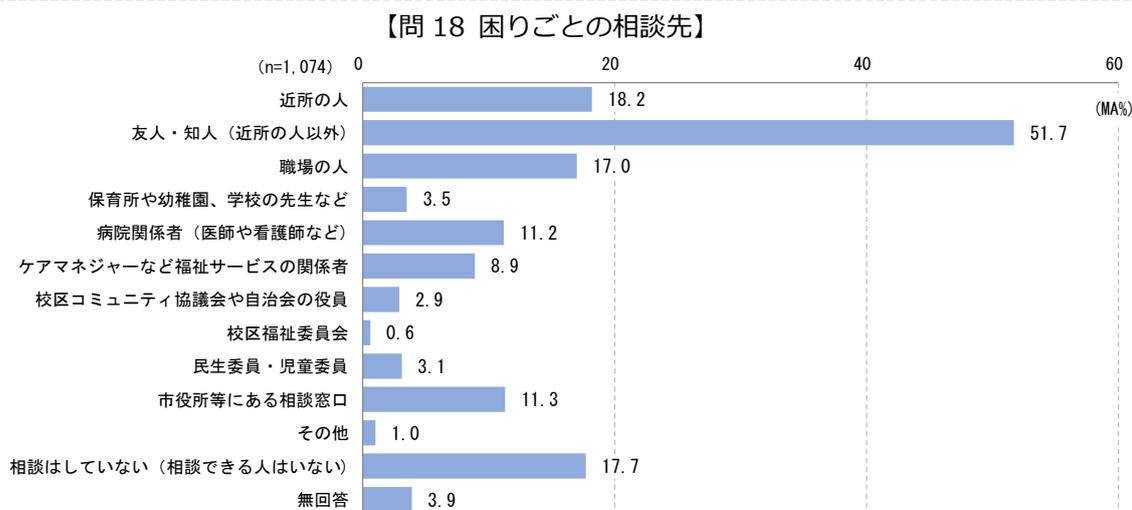


(4) 生活上の課題について

問17 日々の生活において、特に悩みや不安を感じていることは何ですか。(〇は3つまで)

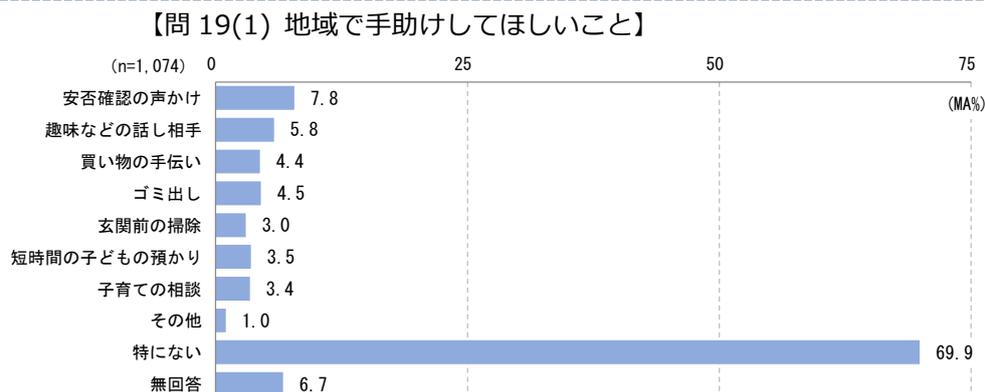


問18 日々の生活において特に困ったことがあった場合、あなたは、家族や親戚以外では、だれ(どこ)に相談をしていますか。(〇はいくつでも)



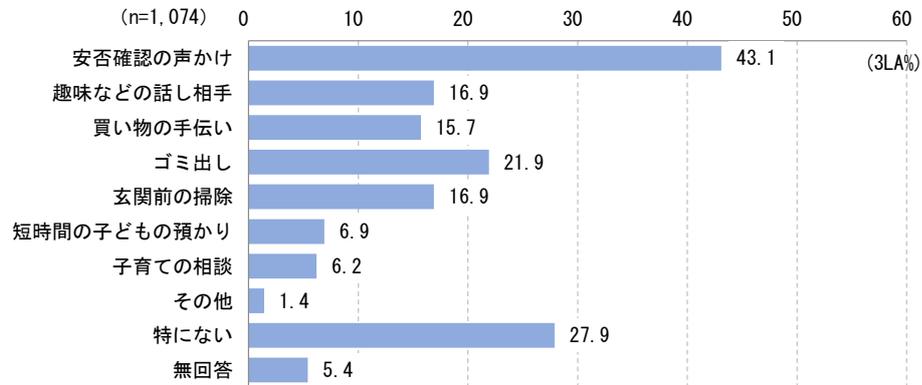
問19 日頃の地域での助け合いについてお聞きします。

(1) ふだん、あなたが手助けしてほしいことは何ですか。(〇は3つまで)



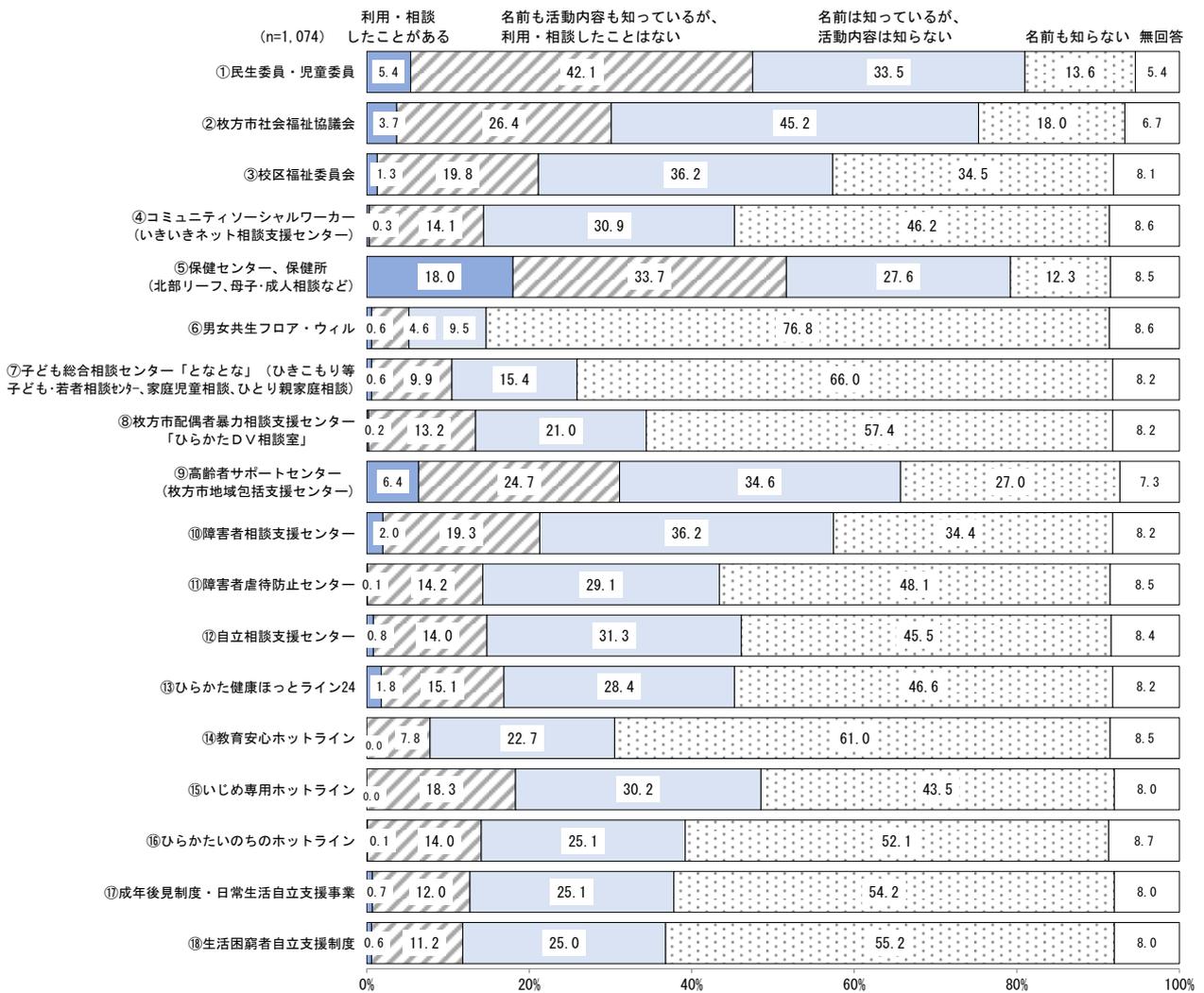
(2) 困っている家庭に対して、あなたが手助けできることは何ですか。(〇は3つまで)

【問 19(2) 自身が手助けできること】



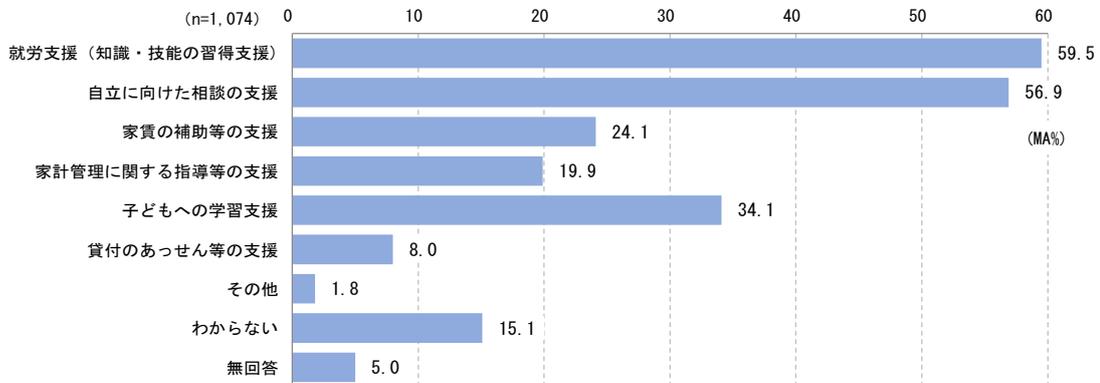
問20 次の相談窓口や制度などについて、あなたが知っているものはありますか。

【問 20 相談窓口や制度などの認知度】



問21 平成27年度から始まった「生活困窮者自立支援制度」では、これまで制度の狭間に置かれてきた社会的・経済的に孤立している生活困窮者に対する支援の強化が進められています。生活困窮状態に陥った人や世帯に、どういった支援が必要だと思いますか。あなたのお考えをお聞かせください。(〇はいくつでも)

【問 21 生活困窮者に対して必要な支援】

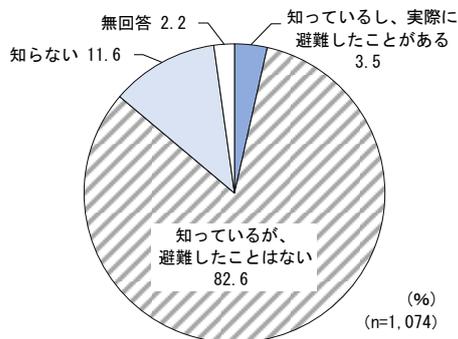


(5) 防災の取り組みについて

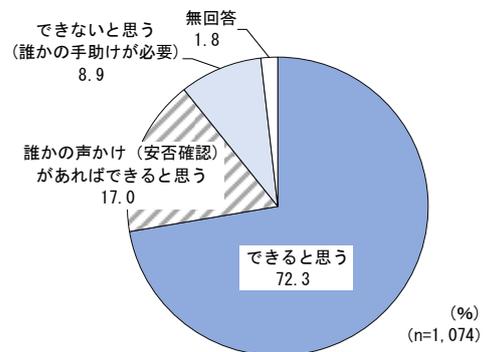
問22 地震や風水害などの自然災害が起こったとき、自分自身がどこに避難すればいいか知っていますか。(〇は1つ)

問23 災害が起こったとき、あなたは、一人で避難できると思いますか。(〇は1つ)

【問 22 災害時の避難先の認知度】



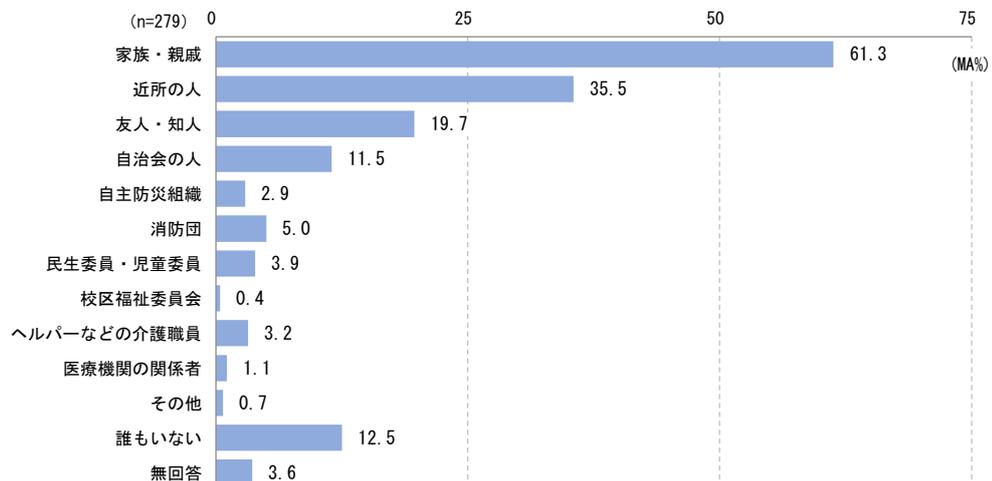
【問 23 自力での避難の可否】



問23で「2.誰かの声かけがあればできると思う」「3.できないと思う」を選んだ方にお聞きします。】

問23-1 その際、身近な存在で避難を手助けしてくれる人はいますか。(〇はいくつでも)

【問 23-1 避難を手助けしてくれる人】

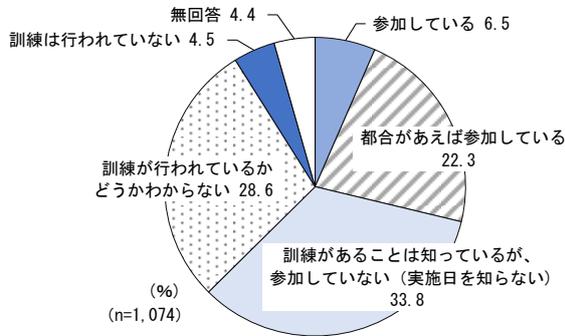


【すべての方にお聞きします。】

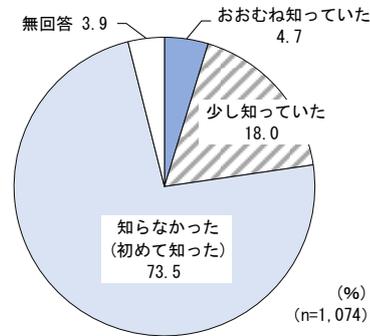
問 24 あなたは、日頃から地域の防災訓練等に参加していますか。(○は1つ)

問 25 枚方市での災害時における「避難行動要支援者」に関する取り組みについて、あなたは知っていますか。(○は1つ)

【問 24 地域の防災訓練等への参加状況】

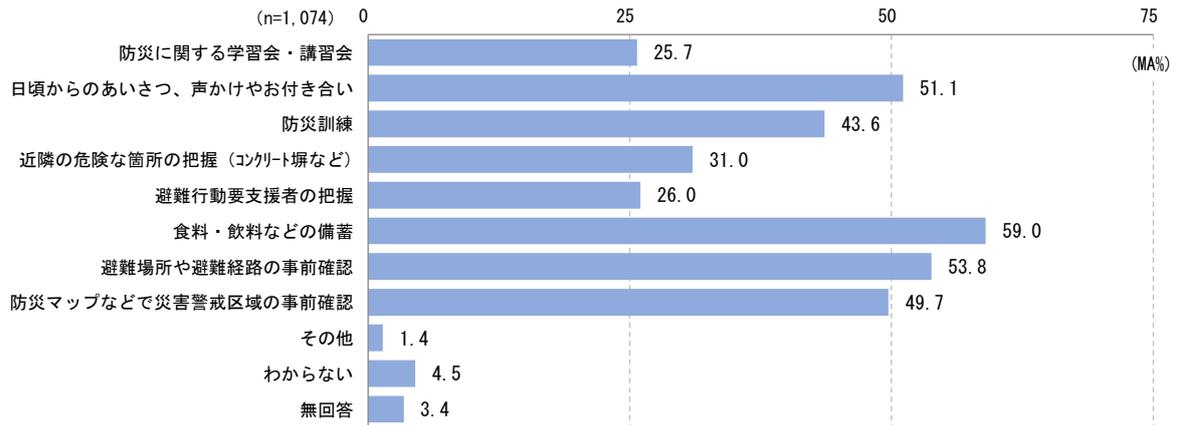


【問 25 避難行動要支援者に関する取り組みの認知度】



問 26 地域における災害時の備えとして、どのような取り組みが重要だと思いますか。(○はいくつでも)

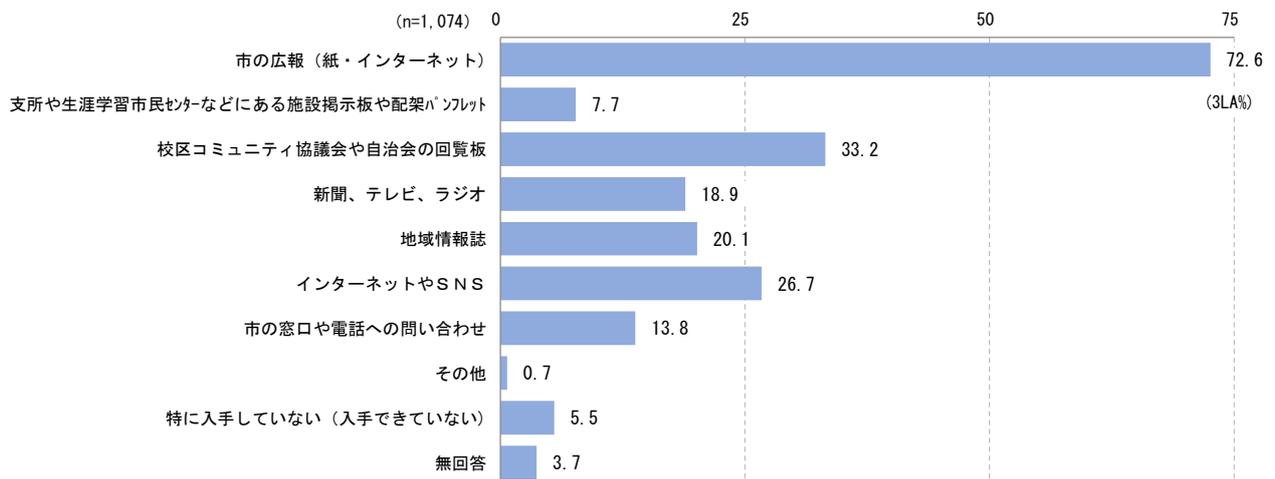
【問 26 地域における災害時の備えとして重要な取り組み】



(6) これからの地域福祉について

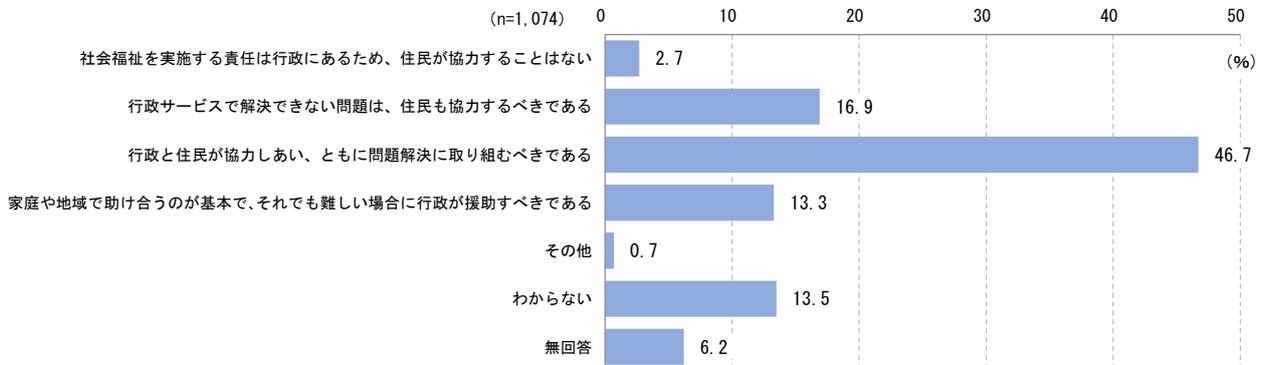
問 27 福祉に関する情報をどこから入手したいですか。(○は3つまで)

【問 27 福祉に関する情報の入手先の希望】



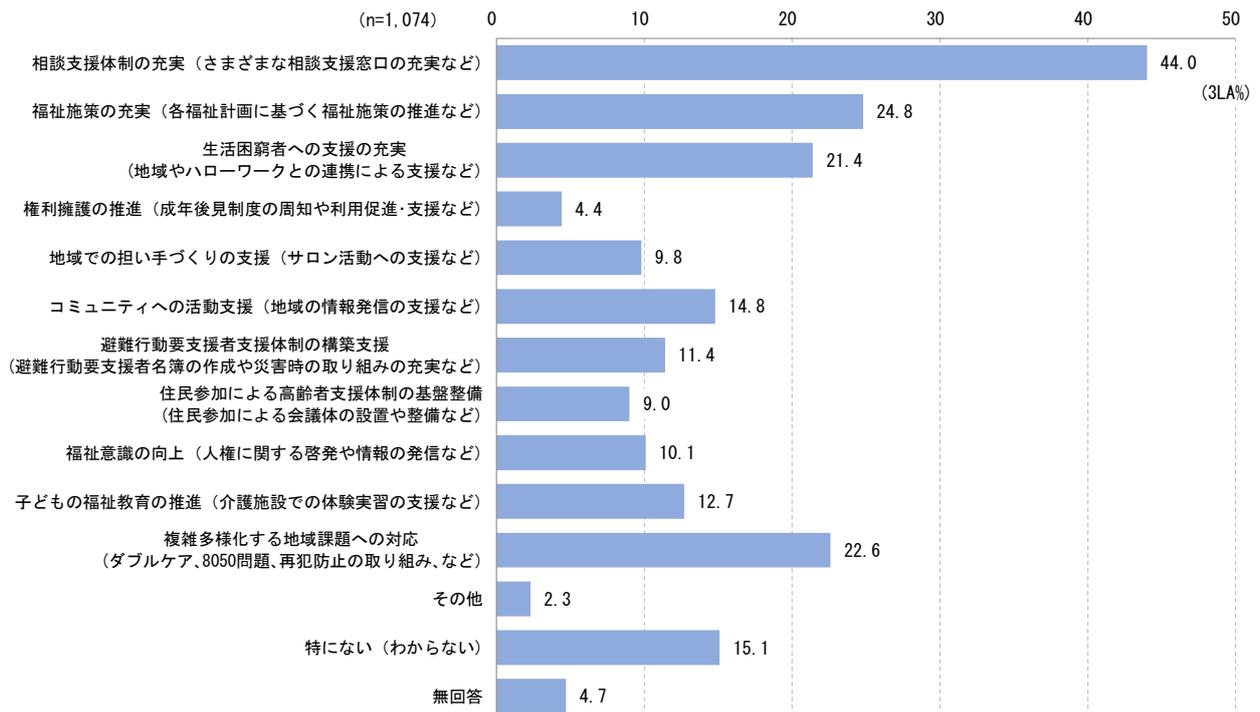
問28 地域福祉に関する行政と住民の協働（パートナーシップ）について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は1つ）

【問 28 地域福祉に関する行政と住民の協働に対する考え】



問29 地域における福祉を推進するために、市として、特に優先して取り組むべき施策は何だと思えますか。（○は3つまで）

【問 29 地域福祉推進のために優先して取り組むべき施策】



● 図表中の「n（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表している。

● 図表中に以下の表示がある場合は、複数回答を依頼した質問を示している。

・ M A %（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合

・ 3 L A %（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

※特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問である。

2

用語解説

あ行

◆アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの働きかけや相談業務を行ったりすることです。

◆SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

※SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称のこと。

◆NPO

Non-Profit Organizationの頭文字を取ったもので、非営利組織の意。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼びます。

か行

◆外国人市民等

本市では、本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民（外国人市民）に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や、海外からの帰国者等で、異なる文化にアイデンティティを持つ市民等のことと定義しています。

◆元気づくり・地域づくりプロジェクト

高齢者が安心していきいきと活躍できる地域づくりに向け、地域課題の抽出や検討を行う会議体（第1層協議体・第2層協議体）を設置しています。地域に必要な仕組み・場所・活動などを地域のニーズに基づいて創り出す仕組みにより、健康増進などの元気づくりや特色のある地域づくりを進めています。

◆校区コミュニティ協議会

市内の小中学校区を基本に、自治会など各種団体が互いの情報交換や連絡調整などを行う協議型組織です。大規模地震に備える災害対策、子どもの安全対策、青少年の健全育成、ごみ減量の取り組みなど、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。市は校区コミュニティ協議会を「地域の窓口」として位置づけ、お互いが果たすべき責任と役割を明らかにしたうえで、相互に自立し対等に協力する地域のまちづくりに取り組んでいます。

◆校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、校区内住民の福祉の向上をめざし「福祉のまちづくり」を進めることを目標に、小中学校区ごとに組織されています。高齢者や障害者など支援を必要とする人を対象にした住民主体の見守りや援助活動を行っています。

◆子ども食堂

地域住民や民間団体などが主体となり、無料または低額で子どもたちに食事や団らんの場を提供する取組みを指します。

◆コミュニティソーシャルワーカー

高齢者や障害者、子育て中の親など援助を要する人を対象に、相談、見守り、福祉サービスへのつなぎなどを行う相談員のことです。英語の頭文字をとって CSW とも言います。

さ行

◆災害時要援護者避難支援事業

災害が発生したときに、自力で避難指定場所まで避難することが困難な高齢者や障害者に対し、円滑に安否の確認や避難の支援が行えるようにするための登録を募ります。登録された情報は、自治会長や民生委員、地域の自主防災組織等の団体に情報提供しています。

◆サロン活動

地域で高齢者や障害者、子育て中の人々が元気に暮らすきっかけを見出し、地域の人同士のつながりを深めるための自主活動のこと。いきいきサロンや子育てサロンなどが地域で展開されています。

◆市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合、同じ地域に住む住民で家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う人のことです。

◆社会福祉協議会

地域福祉の推進役として社会福祉法第 109 条に明記された、営利を目的としない、公益性の高い民間団体です。住民や福祉団体、施設、関係機関と協力し合い、一緒に活動をしたり、活動を応援したりする役割を担っており、また地域の要望に合わせたさまざまな福祉サービスも行っています。

◆生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をいいます。

◆性的マイノリティ

性のあり方の少数者の総称です。性的マイノリティの中から、Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者、gay（ゲイ）：男性の同性愛者、bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者、transgender（トランスジェンダー）：体の性と心の性が不一致の人、の頭文字をまとめたものを「LGBT」といいます。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人について、その本人の権利を守る援護者（「成年後見人」等）を選び法的に支援する制度です。成年後見人等には、預貯金や不動産などの財産管理、介護など生活に配慮する身上監護を本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられます。

た行

◆ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事（ごと）』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立した生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、住まい・医療・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みを指します。

は行

◆8050 問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

◆避難行動要支援者

高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害発生時の避難支援等に特に支援を要する人をいいます。災害が発生する恐れがあるときに自分 1 人で安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人をいいます。

◆避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、市が作成した災害時に自力で避難することが困難な人の名簿を地域の自主防災組織や民生委員、警察、消防、社会福祉協議会などの支援関係者へ、同意した人のみの情報を提供します。

◆枚方子どもいきいき広場

これからの時代を担う子どもの生きる力を育てていくことを目的に、土曜日の学校休業日を基本として実施している児童健全育成事業で、地域団体や NPO 団体により、各小学校区内に住む小学 1 年生から 6 年生を対象に、文化活動やスポーツ活動など、地域の特色を生かしたプログラムを提供されています。

◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

ま行

◆民生委員・児童委員

地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、関係行政機関の業務に協力するなど福祉の増進を図るための活動を行います。厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年で無給です。

や行

◆要配慮者

災害対策基本法では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。

枚方市地域福祉計画（第4期）〈素案〉についての 市民意見聴取の結果について（公表）

意見募集期間	令和元年（2019年）12月25日（水）～ 令和2年（2020年）1月14日（火）
意見提出者数	4人
公表意見数	6件 ※ 1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。

	ご意見の要旨	分科会の考え方
1	地域福祉を支える役割は主に自治会だが、高齢世帯が多くなり、負担が大きくなっている。自治会単位の地域福祉は、崩壊の兆しが見え始めており、市自らの直接的な活動が必要ではないか。例えば、少子高齢化の主要因である非正規労働者（低所得世帯）や子育て世帯への支援、免許返納者が増加する中で福祉・体育施設へのアクセスの確保など。	計画素案の37ページ「計画の視点」にもありますとおり、地域ではさまざまな団体や組織が活動しており、その活動により地域が支えられています。地域福祉を推進するには、行政はもちろんのこと、住民や事業者もその主体であることを認識しながら、それぞれの役割のもとで相互に協力しながら取り組んでいくことが重要であり、その中で、行政としても必要な支援に努めていただきたいと思います。
2	様々な支援や相談窓口について、市民への周知や整理したマニュアル手帳の配布が必要ではないか。 また、急を要する窓口については24時間体制が必要では。	相談窓口の周知等については重要な課題と考えています。枚方市では、各種のパンフレット類や市ホームページなどでも周知を行っていますが、必要な方に必要な支援が届くようこれからも取り組んでいただきたいと思います。 なお、枚方市には「ひらかた健康ほっとライン24」として健康・医療をはじめ介護や育児、メンタルヘルスなどに関する相談を24時間で受け付けできる電話相談窓口を設置しているほか、障害者等の虐待事案への場合には24時間で対応が可能な通報体制を設けています。

	ご意見の要旨	分科会の考え方
3	<p>「福祉意識の浸透」については、現役世代はもちろん、次世代に対して危機感をもって啓発広報活動することが必要。</p> <p>持続可能な住みよいまちづくりを推進するには、市民意識の先入観や自己中心的な思想を転換し、公助、自助、共助に転換するように危機感をもって啓発すべき。</p>	<p>計画素案の1ページ「2 地域福祉計画とは」にもありますとおり、地域福祉の推進には自助・共助・互助・公助のそれぞれのレベルで助け合いの仕組みづくりを進めていくことが大切であり、計画の基本理念にもある「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせる」ためにも、福祉意識の幅広い世代への浸透や周知・啓発等を重要なテーマとして、今後もしっかりと取り組んでいただくべきと考えます。</p>
4	<p>p8 から始まる統計資料について、p9 出生率の低さに驚いた。原因を追究した方がよい。p11・12 の生活保護、児童扶養手当、自殺率は減少傾向だが、経済的要因や社会情勢により影響を受けるものなので安心はできないと思う。</p> <p>上記以外の統計は増加傾向にあり、早急に計画の推進が必要だ。</p>	<p>計画の推進においては、今後の社会情勢の変化等にも対応しつつ、着実に推進していくことが必要と考えます。</p>

<参考> その他市政全般に関するご意見や、個別事業の具体的手法等に関するご意見

- ・香里園東之町は子育て世帯が数年で倍増しているが公園がなく困っており、公園を作ってほしい。(1件)
- ・新庁舎の建設には、市民会館大ホール跡地に30階建ての新庁舎を建設してはどうか。市役所の全ての部署を集約し、その上に分譲もしくは賃貸マンション、展望レストランや屋上にビアガーデンを作ってはどうか。(1件)

4 答申書

令和2年（2020年）1月31日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子
地域福祉専門分科会
会 長 所 めぐみ

「枚方市地域福祉計画（第4期）について（答申）」

「枚方市地域福祉計画（第4期）」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 枚方市地域福祉計画（第4期） 別紙のとおり
2. 枚方市地域福祉計画（第4期）に関する付帯意見

本計画の基本理念が住民に浸透し、地域で活躍する人や団体の充実や福祉意識の醸成につながるよう、本市における地域福祉を着実に推進していただきたい。

そのうえで、以下の点に充分留意されたい。

- (1) 「地域生活課題」の解決にあたり、今後進められる庁内の組織や機構の改編などを通じて、市としての包括的な支援体制の充実が図れるよう取り組まれない。
- (2) 「地域共生社会」の実現に向けての国の動向も含めた社会情勢の変化や地域で新たな課題が生じる場合なども見据えながら、5年間の計画期間内であっても臨機応変に内容を見直すなど、より精力的な計画の推進に努められたい。

以上

5 枚方市社会福祉審議会条例

平成25年12月9日

条例第41号

改正 平成27年3月9日条例第13号

平成27年6月16日条例第24号

平成29年9月13日条例第40号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員19人以内で組織する。

(平27条例13・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、3年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあつては3年(臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、3年以内)とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあつては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(平27条例13・一部改正)

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあつては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平29条例40・一部改正)

(専門分科会)

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議

会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に規定する合議制の機関
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する合議制の機関
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関（平27条例13・全改、平27条例24・一部改正）

（専門分科会の組織及び運営）

第10条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 6 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第11条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

- 2 審議会は、審査部会（社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委員の守秘義務）

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止）
- 2 枚方市障害者施策推進審議会条例（平成24年枚方市条例第36号）は、廃止する。
（枚方市附属機関条例の一部改正）
- 3 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附 則〔平成27年3月9日条例第13号〕

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止）
- 2 枚方市子ども・子育て審議会条例（平成25年枚方市条例第10号）は、廃止する。
附 則〔平成27年6月16日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

6 枚方市社会福祉審議会規則

平成26年3月31日

規則第26号

改正 平成26年9月30日規則第106号

平成27年3月31日規則第29号

平成30年3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、「社会福祉法施行令」（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第11条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
 - (2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議
 - ロ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第10項に規定する事務
 - (3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 児童の福祉に関する事項の調査審議
 - ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条第2号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
 - ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
 - (4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務
 - (5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議
 - (6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議
 - (7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員解職勧告及び解散命令に関する調査審議
 - ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議
- (平26規則106・平27規則29・平30規則20・一部改正)

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第11条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定

の取消しに関する事項の審査

(2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

(3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査

(4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項の審査

ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査

3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。

6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（平26規則106・平27規則29・一部改正）

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年9月30日規則第106号抄〕

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日規則第29号〕

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日規則第20号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

開催日	審議会名	案件
令和元年 5月10日	第1回 枚方市社会福祉審議会	1. 専門分科会等の委員指名について（報告） 2. 各専門分科会等の審議状況について（報告） 3. 各福祉計画の策定について（報告） (1) 枚方市地域福祉計画（第4期） (2) 枚方市子ども子育て支援事業計画（第2期） 4. 民生委員・児童委員の一斉改選について（報告） 5. その他
5月29日	第1回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 「枚方市地域福祉計画（第4期）」策定の諮問について 2. 「枚方市地域福祉計画（第4期）」の策定について 3. その他
6月26日	第2回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 「枚方市地域福祉計画（第3期）」の進捗状況について 2. 「枚方市地域福祉計画（第4期）」の策定にかかる意識調査について 3. その他
9月6日	第3回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 市民意識調査等の結果について 2. 第3期計画の総括と、それを踏まえた第4期計画の構成について 3. その他
11月15日	第4回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 枚方市地域福祉計画（第4期）〈素案その①〉について 2. その他
12月13日	第5回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 枚方市地域福祉計画（第4期）〈素案その②〉について 2. その他
令和2年 1月31日	第6回 枚方市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1. 枚方市地域福祉計画（第4期）〈案〉について 2. その他
2月28日	第2回 枚方市社会福祉審議会	1. 専門分科会の委員指名について（報告） 2. 各専門分科会等の審議状況について 【令和2年2月末時点】（報告） 3. 民生委員・児童委員の一斉改選について（報告） 4. 枚方市地域福祉計画（第4期）（案）について 5. 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画（案）について 6. その他

8

枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

※五十音順、敬称略

氏名	職	社会福祉審議会	地域福祉専門分科会
明石 隆行	種智院大学教授	委員	
安藤 和彦	ユマニテク短期大学教授	委員	
石田 慎二	帝塚山大学教授	委員	
上野谷 加代子	同志社大学教授	委員長	
大西 雅裕	神戸女子大学教授	委員	
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会会長	委員	職務代理者
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会幹事	委員	
武 正行	枚方市社会福祉協議会会長	委員	
多田 正知	枚方市医師会理事	委員	
谷口 律子	枚方市介護支援専門員連絡協議会会員	委員	
所 めぐみ	関西大学教授	委員	会長
富岡 量秀	大谷大学教授	委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会幹事会幹事長	委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学教授	委員	
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会委員	委員	
原 啓一郎	弁護士	委員	
肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会会長	委員	委員
三田 優子	大阪府立大学准教授	委員	
三戸 隆	枚方市医師会理事	委員	
浦上 和枝	枚方市老人クラブ連合会副会長		委員
神野 真里	枚方人権まちづくり協会理事		委員
末岡 妙子	枚方市コミュニティ連絡協議会事務局長		委員
田中 絹代	枚方市私立保育園連盟会長		委員
永田 祐	同志社大学教授		委員



枚方市地域福祉計画（第4期）

発行 枚方市

編集 枚方市福祉部福祉総務課

枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1369

FAX 072-841-5711

E-Mail fukushisomu@city.hirakata.osaka.jp

